

令和7年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年9月17日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和7年9月17日（水） 午前9時05分
散 会 日 時	令和7年9月17日（水） 午後4時36分
委 員 長	田中 克美
委員会出席委員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	高橋 亜紀
委 員	羽鳥 健、竹田 悅子、大塚 佳之、橋本 稔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聽 者	

議題

議案番号	議題名	審査結果
第79号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第80号	令和7年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第82号	令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第84号	令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定
第85号	令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認定
第89号	令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認定

委員会執行部出席者	
(危機管理)	
危機管理監	沼上 勝
危機管理課長	田中 希
(市民生活部)	
市民生活部部長	田島 盛明
市民生活部副部長	高橋 亮介
市民生活部参事兼自治振興課長	金子 学
市民課長	加藤 勝美
国保年金課長	宮澤 多喜也
国保年金課副参事	金子 康信
(環境経済部)	
市民生活部部長	長澤 和弘
市民生活部副部長兼農業委員会事務局長	藤村 弥
市民生活部副部長	渡辺 信昭
市民生活部参事兼環境課長	小林 勝
市民生活部参事兼農政課長	板倉 秀行
商工観光課長	川口 修
道の駅整備プロジェクト課長	酒井 孝之
環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長	田村 邦博
吹上支所副支所長	吉田 勝彦
川里支所副支所長	中越 好康

書記　藤平 美由紀

書記　椎橋 綾乃

(開会 午前9時05分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と橋本稔委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分、議案第80号 令和7年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第82号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第85号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、議案第89号 令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定についての議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第79号の一般会計補正予算、次に議案第84号の一般会計決算認定について審査を行います。次に、市民生活部に係る国民健康保険事業特別会計の補正予算及び決算の議案第80号及び議案第85号、後期高齢者医療特別会計の補正予算及び決算の議案第82号及び議案第89号について、議案ごとに審査を行います。審査は全て、執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第84号の一般会計決算認定については、歳入と歳出は直接関連していることから、歳入歳出を一括して説明をし、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算及び決算については、予算書及び決算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

（竹田）では、議案に対する資料請求をさせていただきたいというふうに思います。

まず、議案第84号の一般会計決算認定で、地域公共交通の中でのコミュニティバスの利用者数、うち無料の人の人数の経年変化についてです。それから、2点目が乗合タクシーの登録者数、利用人数のうち、300円で利用している方の人数、それとあと利用者数の経年変化について、それからデマンドタクシーの登録者数と利用人数の経年変化について資料請求をしたいと思います。

続いて、議案第85号です。国民健康保険特別会計決算認定ですが、税率改正がこの間毎年行われています。税率改正に伴う調定額の経年変化、それから所得階層別世帯と人数、それから特定健診の受診者の経年変化、人間ドック、脳ドックの受診者数の経年変化、それからがん検診の受診者数の経年変化です。

それから、議案第89号、後期高齢者医療特別会計決算認定です。後期高齢者医療の加入者数の経年変化と所得階層別人数についての資料請求をしたいと思います。

以上、委員長、お諮りいただきたいと思います。

（委員長）ただいま議案第84号、85号、89号についての資料請求がありました。資料について執行部のほうが出せるかどうか伺います。

（市民生活部長）議案質疑の前までにそれぞれの資料を提出したいと思います。

（委員長）ただいま執行部より全て議案審議の前に出せるということでありました。

それでは、お諮りいたします。竹田委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくことによろしいでしょうか。

（異議なし）

（委員長）それでは、資料について、議案の前までにそろえておくようよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第84号……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 11 分)



(開議 午前 9 時 12 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(橋本) それでは、説明いただきましたので、何点か質問させていただきます。

ちょっと先ほど聞いた13ページの市民課の中長期在留者資格住居地届出等事務委託金、これは在留カードの外国の方もマイナンバーで一緒になるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。まず、それだけお聞きしたいと思います。

(市民課長) 今、外国人は在留カードとマイナンバーカード別々なわけですけれども、手続を別々のところでやっていまして、かなり負担がかかるということなので、これを市役所とか、転入とかしたときにマイナンバーカードも併せて手続できるようにするという法改正がされまして、それに伴って、今まで在留カードには例えば住所が変わったときなどについてはICチップに書き込みはしていなかったのですけれども、これを今回の法改正で、例えば住所が変わったりしたときにICチップにも新しい住所を書いたりとか、カードの交付日を記録したりとか、そういう法改正がなされて、そのための機器の購入費用ということになります。以上です。

(橋本) ちょっと分からなかったのですけれども、結局マイナンバーカードも両方持っているのですよね、外国人の方。それを取りやすくする、そういういた理解でよろしいのですか。

(市民課長) 今まで別々のカードだったのを1枚にするということなのですけれども、これは任意ということなのです。なので、取りやすくするという、そういう制度改正になります。

以上です。

(橋本) ちなみに、鴻巣市、今たくさん外国の方いらっしゃるのですけれども、そういうことは、全部で何人この市内在住とか、そういうのは把握できているのでしょうか。

(市民課長) 令和6年の年度末の外国人の人数なのですけれども、2,927人です。

(橋本) これはかなり増加しているということで理解してよろしいですか。

(市民課長) 経年の経緯を調べますと、5年前と比べますと、5年前、令和元年度につきましては1,767人ですので、1,200人ぐらいは増えています、5年間で。

以上です。

(橋本) これちなみに、この方たちは就労しているのか、学生なのか、そういうことも把握はできているのでしょうか。

(市民課長) 令和7年の5月末の在留資格を人数でちょっと見てみると、永住者が769人、技術、人文知識、国際業務が500人、留学が423人となっていますので、就労状況につきましてはちょっと分からぬのですけれども、今言ったような形で在留資格はなって、永住者の方が多いということです。

(橋本) それでは、次、25ページのごみ処理施設等整備基金積立金、ちょっと確認なのですけれども、目標が38億って本会議に出ていたと思うのですけれども、これは何年までにこの38億円を積み立てるのかお伺いします。

(環境経済部参事兼環境課長) 今のところ令和13年度までに積立てを想定しております。

(橋本) 北本市さんと吉見町さんも同じように基金を積み立てて、その目標値とかは確認できているのでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）各構成市町の基金については確認しておりません。

（橋本）負担すると思うので、これから向こうも基金はするという、これから持っているという、そういうことは考えていいですか、これは。鴻巣市だけ基金をしているわけではないのですよね。

（環境経済部長）基金についてなのですけれども、現状確認している段階では、基金に積立てを行っているのは、本市と北本市が基金に積立てを行っていることを確認しております。

以上です。

（橋本）将来的だと思うのですけれども、やっぱり当然ごみ処理施設の負担金というのは人口割とかそういうのがあるのだと思うのです。そうすると、そういうふうにするのか、その辺お伺いしたいと思います。

（環境経済部長）負担割合についてのご質問なのですけれども、現在、埼玉中部環境保全組合では、現施設の運営、ごみの処理にかかるような負担割合として組合規約に記載がされているのですけれども、人口割が2割、処理量割が8割の数の負担割合となっております。新たなごみ処理施設につきましては、現在組合の調整委員会で協議を行っております、負担割合については、通常、例えば均等割ですとか、人口割ですとか、あとは処理量割というのを組み合わせて負担割合が決定しているものとなっておりますけれども、その割合、どういった項目を新たな施設に組み入れるかということについては、現在組合の調整委員会のほうなどで協議を行っているところです。

以上です。

（橋本）あと、最後、27ページの新規就農総合支援事業、これ年齢は48歳以下というふうに前ちょっと聞いたのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）対象者は49歳以下となっております。

以上です。

（橋本）そうすると、サラリーマンを辞めて50歳以上でやろうといった方には、これは対象外ということなのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）この事業では対象外ということになっております。

以上です。

（橋本）今、こういった交付金等で新規就農した方、例えば昨年とか何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）令和6年度で5人いらっしゃいます。

以上です。

（橋本）その5人の方は、米農家、また野菜のどちらが多いのでしょうか。それは把握しているのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）これまで新規就農者の方が多いのはやっぱり稻作となっております。

以上です。

（橋本）もうこれ専業で、もうサラリーマン辞めて専業でやっているような方たちなのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）親元の後継者とかというのもありますので、全くの新規というのはそんなにはいないですが、親元で、もともと家族の中でやっていたところで新規で家族経営としてやっているという状況です。

以上です。

（大塚）1点だけお伺いをいたします。

ただいま橋本委員から質問が出されました新規就農の関係なのですが、この49歳以下という条件は、申請者の年齢、あるいは実務として農業に携わる方、例えば個人の方もいらっしゃれば、団体、集団の方もいると思うのですが、そこら辺、49歳の定義、申請に当たって取決めはどのようにになっているのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）49歳以下の認定新規就農者という方が対象になっておりまして、県のほうに申請して認定された方が対象となっております。

以上です。

（大塚）そうしますと、1人ではなくて集団で取り組もうという方も当

然いらっしゃるので、そこら辺は今答弁のあったとおり県の判断によつてこれが対象者としてふさわしいかどうか、市としての判断というのは特段、県の判断を仰ぐということで進むという理解でよろしいでしょうか。

(環境経済部参事兼農政課長) 申し訳ございません。ちょっと発言の訂正をお願いいたします。

県の認定ということで申し上げたところなのですが、認定をするのは市長になっております。県のほうに伺うような形を取つていて、それで認定するのは市長になっております。

以上です。

(大塚) この支出の項目が助成金ということになっていますよね。そうすると、正しく申請をしていただいて、正しく使っていただくのが大前提になると思うのです。ややもすると、取りあえず何か幾らか助成してくれそうだから、具体的にはお金がもらえそうだからということで、その実務と申請者が多少なりとも調整をすると、市の判断としては見えないところでよからぬ助成になつては困るなんていうのをちょっと心配しているのです。そこら辺は市のほうでしっかりとチェックシートなり、項目をよく見定めて、その申請に対して助成がふさわしいかどうか、その判断をするということでよろしいでしょうか。

(環境経済部参事兼農政課長) 補助金を受けた方から就農状況報告を年2回提出していただくことで、その中で活用後の結果などを把握している状況です。

以上です。

(竹田) では、他の委員の質問に関連してお伺いしたいと思います。

12ページの中長期在留者住居地届出等事務委託料ですが、先ほど在留カードとマイナンバーカードの一体化ということでしたけれども、これあくまで任意という受け止めでよいのかどうか、まずこの点から伺います。

(市民課長) これ任意となります。

以上です。

(竹田) ということは、今まで手続を別々にやっていたというふうな

ことでのことでしたけれども、今後マイナンバーカードとなっていくと、今国保のひもづけとか、銀行口座のひもづけ、それからあと免許証などもひもづけされていると思うのですけれども、それとの関連ではどうなってくるのでしょうか。

(市民課長) 特にそこら辺は、あくまでも在留カードとマイナンバーカードを別々に持っているのを1枚にするということなので、そこら辺特に影響はないかな、通常の一般の人と同じだというふうに考えています。

(竹田) こういう問題意識になった、その背景というのは何があるのでしょうか。

(市民課長) これは国ほうで、今外国人増えていますので、国ほうで外国人と共生するための社会をつくるということで、その中の施策の一つに位置づけられていまして、共生社会の基盤整備の取組の一つとして在留カードとマイナンバーカードの一体化を進めると。外国人の利便性を高めるという、そういう目的でこういう法改正がなされています。以上です。

(竹田) 今のご説明、国はそういうことで共生というふうにおっしゃっていましたけれども、これまでもカードと、それからマイナンバーカードがなくても、先ほど令和6年度末では2,927人、5年前には1,767人ですから、増えてきているわけだから、この仕組みがなくても共生できるし、共生社会として共生できるわけだし、何ら支障はなかったと思うのです。国が考えていることと本人たちの意向でこういう仕組みが出されてきたのでしょうか。

(市民課長) あくまでも手続は任意なのですけれども、カードが別々でするので、手続をする頻度も多く、また手続する場所といいますか、窓口も異なっていましたので、外国人の方についてはかなり負担があったということなので、そこの負担軽減を図るという目的でこういう法改正がなされています。

以上です。

(竹田) ということは、ごめんなさいね、さっきマイナンバーカードには、外国人の方も健康保険に入っておられるわけですから、国保のひも

づけとか、あと免許証を持っていて、車の運転をされる方などもいろいろあると思うのですけれども、それはひもづけされているかどうかは分からぬということでの受け止めでいいのか、そこら辺まで把握できているのか、ちょっと再度伺います。

(市民課長) 市町村では、そこら辺のひもづけ情報につきましては、ちょっと把握すべき立場といいますか、把握していません。

以上です。

(竹田) 国保担当にちょっとお尋ねしますが、外国人の方で市の国保に入っているいらっしゃる方もいらっしゃいますよね。そういう人たちというのはどのくらいおられるのかということと、あと3か月に1遍ずつ国保などへのひもづけ状況なども情報提供されると思うのですけれども、そこら辺はどこか把握されているのかどうか、ちょっと確認したいと。

(国保年金課長) 外国の方、かなり毎日のように国保のほうにいらっしゃっていますので、かなり外国人の方、国保のほうにいらっしゃったと思います。その方がマイナンバーなどのくらいひもづけされているかという外国人限定の情報というのは手元には、手元にというか、取得はしておりません。

以上となります。

(竹田) 分かりました。

続いて、19ページの戸籍総合システム改修委託料、今戸籍のある自治体からあなたの戸籍についている振り仮名は間違いありませんかということで確認の通知がきましたよね。間違っていなければ返す必要ありませんということです。その後、今度は住民票のあるところからまた行くと思うのですけれども、まず間違っていますというふうに返ってきている割合というのはどのくらいあるか、ちょっと確認をしたいと。

(市民課長) 間違っているといいますか、よくあるのが小さい「よ」とか、小さい「つ」とか、それが大きい「よ」とか「つ」になっているという、そういうケースはあるのですけれども、現状では、件数の把握はしていないのですけれども、それほどないというのが認識です。

以上です。

(竹田) それほどない状況なのに、なぜ戸籍の振り仮名が正しいですかということの通知を出すために、はがき出しまして、ということで、なぜそんなにお金をかけることになるのか。また今後、住民票もそうですね。どうしてこんなことをするのでしょうか。その背景は何かあるのでしょうか。

(市民課長) 振り仮名を振るという目的は、これまでデジタル化が日本で遅れていたということなので、そこら辺をまず進めるというのと、あとは金融機関等でなりすましとか、そこら辺のがありますので、それを防止するとか、そういう趣旨で国のほうで一律に進めている政策として市町村が行っているということになります。

以上です。

(竹田) DXの推進の一環だと思うのですけれども、でもほとんど間違っていない、なりすましはよくないですし、あってはならないことだというふうに思うのですけれども、やっぱり全体の出現率からいいたら、国民全体の大きさからいいたらそんなに多いわけではないのに、なぜこんなにお金をかける事業なのか。今戸籍ですけれども、今後住民票のあるところからまた行くわけですね。同じように間違っていませんというふうにしている人たちのところは、住民票のあるところと戸籍のあるところというのは同じ人もいれば、違うところもあると思うのですけれども、戸籍で間違っていませんよって報告された方というか、返さなかつた人については連携しながら住民票の確認をするのかどうか、そういうシステムになっているのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

(市民課長) 住民票のほうの記載につきましては、あくまでも戸籍の記載を基に住民票を記載しますので、戸籍に記載された情報を基に住民票には連携されて、住民票にも同じように記載されますので、特に住民票に記載されたからといって何か通知が行くとか、そういうのはありません。

以上です。

(竹田) 分かりました。非常にDXの推進化でかけなくともいいような

ものにかけているなというのはちょっと感じるのですけれども。

あと、先ほど新たなごみ処理施設に関する基金の積立て、私ちょっと一般質問しているものですから、自分で踏み込んで質問するのもいかがなものかというふうに思うのですけれども、委員会は委員会としてちょっと質問したいと思うのですけれども、ここのそもそも38億円というのを解体費用も含めて38億円ですよって本会議場で示されましたけれども、全体像はどのくらいになるのでしょうか。

（環境経済部長）お答えいたします。

積立目標額38億円のご説明をさせていただきますと、委員のほうが今解体費というふうにおっしゃられたのは、埼玉中部環境センターの解体費ではなくて、別の組合の解体費ということで、現施設の負担割合で埼玉中部環境保全組合から示された新たなごみ処理施設等施設整備基本計画の中で、構成市町で支払うべき部分の一般財源が約59億円というのが示されましたので、その59億円に対して、新たなごみ処理施設の負担割合は決まっていないことから、現施設の負担割合である人口割2割、処理量割8割で試算するのですけれども、現施設の割合については当然吹上地域分が入っておりませんので、吹上地域分を含めて現施設の負担割合である人口割2割、処理量割8割で試算しますと、本市の負担すべき部分が約59%になりますて、負担すべき金額については約35億円と。その金額に将来の他の一部事務組合の施設の解体費の約3億円を合算しまして約38億円ということで答弁のほうはさせていただいております。

以上です。

（竹田）59億円のうちプラス小針クリーンセンターの解体費用ですね。分かります。私も彩北清掃組合に所属していたときに、今から解体費用は基金として積み立てたらどうですかという質問をしたのですけれども、スルーされてきましたので、今の状況になっていると思うのですけれども、では59億円のうち35億円分だけ負担する埼玉中部環境保全組合が進める新たなごみ処理施設建設費用というのは全体費用幾らなのか。私は、一番は、本会議場でも、それから今の委員会でも全体像も示さない、幾らのうちでこうなのですよということを聞かなければ答えないよ

うな、やっぱりそういう姿勢というのは改めるべきだと思うのです。こういう中でこのくらいですと。本来、おうちを買うときだって、幾らかかりますが、おたく様はこうですよと、ローン組むときはこうですよという説明の後、自分の懐と相談してこの家を買いますってなるではないですか。ですから、そうした点からいうと、全体像は幾らで、さっきの59億円分の35億円だというのは分かりましたけれども、では全体像幾らで、そのほかにいろいろあるわけですよね。その部分もちゃんと示すべきだというふうに考えますが、どうでしょうか。

(環境経済部長) お答えさせていただきます。

委員のご質問のほうはもっともだと思うのですけれども、事業主体である埼玉中部環境保全組合のほうからは、今現在、基本計画において、あくまでも概算で示させていただきましたけれども、当然それ以外に含まれていない部分、例えば用地費であるとか周回道路など、まだ含まれていない部分等がありますので、組合のほうからはそういった経費が分かった段階でホームページをメインにお示ししたいということですので、本市としてもそういった現在示されていない費用が示されましたら、試算のほうはしていきたいと考えております。

以上です。

(竹田) ということは、すごいことが今後展開されるということがよく分かったのですけれども、土地の購入費も含まれていない、周辺整備費も含まれていない額で令和13年までに準備するということですから、今年度2億3,000万だったのですけれども、今後の展望プラス土地を購入する今いろいろ準備始めていますよね、都市計画決定の変更のための。そうすると、用地購入費が出てくる、周辺道路なんかもやるわけだから、とてもない数字が出てくると思うのですけれども、今回2億3,000万ですけれども、今後のでは見通しだけ最後お聞きしておきます。

(環境経済部長) お答えさせていただきます。

今回補正予算で計上させていただいているのは2億3,000万円ということですけれども、令和7年度は当初予算で5,000万円を基金に計上させていただいており、補正のほうを承認いただいた上でになるのですけれど

も、当初予算と足して2億8,000万円。今後につきましても、先ほど課長のほうから答弁させていただいたとおり、新たなごみ処理施設の負担金については、令和13年度まで同額程度を今後計画的に積立てをさせていただきたいということで今回補正予算を計上させていただいております。また、周辺の周回道路ですとかそういったのは、当然地元からの要望等もありまして、施設が稼働する時点で整備してほしい部分、施設稼働後に計画的に整備していってほしい部分というのがあると伺っていますので、その点は組合が今後地元と協議をしながら決定していくものと考えておりますので、そういった金額についても今後徐々に組合のほうから示されていくものと考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは、何点か質疑させていただきます。

7ページの地方債補正のところの防災行政無線の整備事業、これ歳入の部分ですね、そのところと歳出27ページ、委託料のほうで全国瞬時警報システム更新業務委託料、Jアラートの更新ということで約400万円が計上されているわけなのですが、その詳細について詳しく聞きたいのとともに、この更新は計画的なものであるかどうかをまずお聞きいたします。

(危機管理課長) お答えいたします。

こちら受信機の入替えに至る、まず経緯について説明させていただきます。令和5年7月14日付で消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室より事務連絡文書にて、全国瞬時警報システムの次期受信機に係る情報提供についてということで、受信機入替えのスケジュールが示されました。こちらで、令和5年度にまず消防庁で次期受信機のソフトウェア及びハードウェアの要件定義書を作成するというところでした。この定義書を基に、令和6年度に各メーカーが次期受信機を開発、そして令和7年度に各メーカーから次期受信機が販売開始されるということで、この7年度に各自治体のほうは入替えを行ってくださいということで、令和5年度にそのスケジュールが示されました。

以上です。

(羽鳥) ちょっと先ほども質問したのですが、このJアラートの更新というのは、計画的に何年に1回とか、そのようなことがあるのですか。それとも、需要に応じて、または緊急時に応じてこういう予算づけがされるのかどうかをお聞きいたします。

(危機管理課長) お答えいたします。

すみません。ちょっと何年に1回というところは示されてはいないのですけれども、やはり今回なぜこのタイミングかというところでいきますと、国から示されているものは、令和8年度の出水期をめどに、気象庁のほうで今後防災気象情報全体の体系整理と個々の情報の見直しを予定しているということで、それに対応した情報発信の仕方をJアラートのほうでしていきたいというところで、今度Jアラートのほうでシステムの更改を予定しているというところなのです。ちょっとこのシステム更改の内容まではまだ詳しいところは示されていないのですけれども、それに対応できる受信機ということで、こちらのほうの今回の受信機入替えということで国から示されたものになっております。

以上です。

(羽鳥) 説明いただいたのですが、今回の更新によってどのようなバージョンアップされたか、よりよくなつたかというのがちょっと我々分からぬのです。そこをちょっと分かりやすく、詳しくもう一度説明いただきたいと思います。

(危機管理課長) すみません。まず、受信機、こちらの入替えの中で、すぐに見えるものではなくて、今後ソフトウェアといいますか、Jアラートのシステム自体のソフトウェアのほうを今後更改していくということなので、そちらがまずこれからというところなので、まだちょっとそこが見える段階ではないのかなというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) 関連しまして、この防災行政無線整備事業として現在設置箇所数、あと今後、Jアラートではなくて防災無線のメンテナンスについての経費が定期的にかかると思うのですが、どのようなメンテナンスをされるのかをお聞きしたいと思います。

（危機管理課長）お答えいたします。

まず、防災行政無線の子局ということで、町なかについているスピーカーのほうなのですけれども、こちら147局あります。それと、こちら子局のほうの維持管理、保守業務委託のほうなのですけれども、こちら令和6年度につきましては1,124万4,640円ということで、約1,100万円ぐらいの維持費用がかかっております。また、もう一つ、Jアラートの大本になるほうとか、防災行政無線、もう一つ契約しているものがありまして、こちらのほうは年間で484万円ということで、合わせますと約1,600万円ぐらいの維持費のほうがかかっております。

以上です。

（羽鳥）鴻巣のほうはしっかりとこの防災行政無線整備事業をやっていると思うのですが、これ市町村デジタル同報通信システムの導入というのは、もうほとんど埼玉県下では全ての市、町、村が終わったと考えていいのでしょうか。

（危機管理課長）申し訳ありません。手元の資料で埼玉県内のデジタルの整備状況につきましては、ちょっと把握しているものはありません。以上です。

（羽鳥）本市において、年間の防災行政無線の使用数、一般行政無線としての平常時の使用がほとんどだと思うのですが、そのほかに本来の地域防災計画に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用した数というのは1年でどれぐらいあるのでしょうか。概略で結構なので、分かる範囲でお聞きいたします。

（危機管理課長）すみません、確認なのですけれども、まず流しているのがお昼と下校時と夕方という形なのですけれども、それ以外の防災に関わるものということで質問かなと思うのですけれども、年間でというところなのですけれども、災害が起きたときに一般的に流れるものですので、最近の中ではそこまで大きいのは流れていなかなというところで、ちょっと申し訳ありません、年間で何回という把握の仕方はしていないのですけれども。

以上です。

（羽鳥）担当の部署として、災害で使われた数というのはそれほど多くないと思うのです。特に近年、不幸中の幸いというか、非常に本市においては災害が少なかったので、この直近の3年ぐらいの間どれほど使われたのかなと思い、ちょっとお聞きしたのですが、記憶にはございませんか。

（危機管理課長）申し訳ありません。直近3年度につきましては、後で調べて報告させていただきます。

（羽鳥）最後に、東日本台風などで私も経験したのですが、非常に台風、雨と風が強くて防災無線もなかなか聞こえなかつたと。そういう中、避難所にたくさんの方が避難された経験があるのですが、本市においても移動系の防災行政無線の整備というものは検討されているのかどうかを最後にお聞きいたします。

（危機管理課長）お答えいたします。

移動系ということで、職員が現場のほうで使える無線システムにつきましては、こちらのほうも整備のほうはしている状況です。

（羽鳥）いや、専門家に言うのもなんですけれども、私が聞きたいのは、移動系防災行政無線というのがあるのです。もう当然周知していると思うのだけれども、その導入を本市は検討されているかどうかということを今お聞きしたわけなのです。職員内の無線での通信ではなくて、移動型の防災無線。分かるよね、危機管理監。それをお聞きしております。

（危機管理課長）申し訳ありません。現在のところ計画の予定はない状況です。

（羽鳥）それでは次に、15ページの農業費補助金のところの新規就農総合支援事業費補助金、こちらの742万1,000円が内諾があったというわけですよね、県のほうから。その内容について、詳細についてお聞きいたします。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

令和7年の2月に県より要望調査がありまして、この要望申請をしたところ、事業採択の内報を受けたところです。

以上です。

（羽鳥） 多分 1 件ですか。件数及び内容について詳しくお聞きいたします。

（環境経済部参事兼農政課長） お答えいたします。

件数は 1 件となっております。具体的には、機械を導入するわけなわけですけれども、トラクター 1 台、うね立てマルチ 1 台、タマネギ移植機 1 台、農産物低温貯蔵庫 1 台。

以上となります。

（羽鳥） ちょっと確認なのですが、これ予算のほうは国、県の補助金。私、4 分の 1、4 分の 1 と思って、ちょっとさっさと書きで書いてしまったのですが、一般財源ないのですか、市のほうからは。それとともに、新規就農の方が水稻関係だというふうに聞いたのですが、タマネギの機材が入っていたので、その点についてもお聞きをいたします。

（環境経済部参事兼農政課長） お答えいたします。

国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、残りの 4 分の 1 は申請者の負担となっております。タマネギ移植機ということで、新規の就農者のこの方は野菜の生産者となっております。

以上です。

（羽鳥） 大変新規就農の方、本市としてもありがたい方だと思っておるのですが、これから市のほうとしてはどのような形で新規就農者の育成をしていくかお聞きいたしたいと思います。

（環境経済部参事兼農政課長） お答えいたします。

新規就農者、相談の多くは窓口にいらっしゃるのですけれども、土地を探している方もいらっしゃいますので、その辺、農業委員会事務局と土地を探したり、協力して対応しているところです。あと、研修としましては、埼玉県が行っている埼玉県農業大学校ですとか、明日の農業担い手育成塾といった研修機関もご案内しているところです。

以上です。

（羽鳥） 今後なのですが、やはり令和の米騒動がこういうふうに起きてしまったと。これからもまだ米が足らなくなる状況ですので、ぜひとも水稻のほうに力を入れていただければ本来のまた本市の農業に加速とい

うか、元気が出てくるかと思っておるのですが、その点において何か推進をしていく方法が今模索されているかどうかをお聞きいたします。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

鴻巣市の農業は、米麦を主体とした土地利用型の農業経営が中心となつておりますけれども、稲作を中心とした農業経営を鴻巣市では行っておりますので、新規の方の多くは水稻というふうに答弁したところなのですけれども、家族経営を行うまでの支援ですとか、水稻において機械を導入する部分の支援ですとか、そのような県あるいはJAといった関係機関との連携の中で支援をしていきたいと思います。

以上です。

（羽鳥）では次に、19ページの地域公共交通会議の負担金について、この負担金が1,061万6,000円の減なのですが、策定事業も今度市でやることで、策定業者から市に移ったから減額したということなのですが、もともと市のほうでつくれなかつたから委託したというふうに理解するのです。額的に1,000万超えるということはなかなか大きな策定事業だというふうに理解するので、策定事業、大きいとともにレベルの高い内容を策定してもらうために委託されるための事業費だったと思うのです。それがまた市に戻ってきたということで、どういうことなのか、その点をまずお聞きいたします。

（市民生活部参事兼自治振興課長）地域公共交通計画の作成は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により努力義務とされております。こちらの計画の策定につきましては、国では地域公共交通会議等の外部団体が作成するよう指導、提示されておりました。現在のところ、この法の改正に伴いまして、本市の交通政策を維持するためにも、国及び県の補助制度の活用が必要だと考えております。それにつきまして、私どもとして早期に公共交通計画を作成することにより、現在国及び県の補助要件には公共交通の再編、その見直しに係る国及び補助要件には地域公共交通計画が策定済みであることとの条例づきになっておるのが今の現状でございます。それで、そのような状況の中、公共交通会議が作成主体となった場合、公共交通会議が、例えばですが、財務

規定であり、事務規定、それからこの公共交通計画を策定するに当たつての様々な取決めをまず作成していただきかなくてはならないような状況になります。それには委員の皆様にその都度お集まりいただき決裁をしていただき、ご承認いただくというような作業がかなり必要になってまいります。それのために早期の公共交通計画策定というのがかなり難しくなってくるのではないかということを想定いたしまして、多くの市町村の今の状況を確認したところ、市が策定主体となり策定しているような団体がございました。そこを参考にするような形で国と協議したところ、市が策定し申請することが可能であるということの内諾を得ましたので、それに基づきまして、作成主体を会議体ではなく市のほうに変更したいというような形で今回提出させていただいたものでございます。

以上でございます。

(羽鳥) 再三再四心配するのが、市のほうで受皿としてこの策定が可能なのかどうかです。やはりいろいろノウハウを持っている国が推奨する外部団体、そういうところはいろいろもう何十件、何百件、そういう経験値があって、ノウハウがあると。それが本市において、今までの経験値もあるかもしれません、それだけで策定ができるのか。1,000万円の委託料の規模の策定計画というと、非常にレベルの高いものかと危惧しているのですが、その点いかがなのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 作成に当たりましては、私どもがもちろん主となるのですが、コンサル、そういったところに業務委託をして協力を得たいと考えております。また、その途中途中でももちろん公共交通会議に諮りまして、委員の皆様に経過をご説明なり報告をさせていただきながら、よりよいものにしたいと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、本市が築いてきた今までの経験値ありますよね。それを十分に發揮した上での策定計画になるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 本市の公共交通体制につきましては、多くの市町村はもちろんですが、本市の皆様に大変好評を得ております。

この公共交通を維持するためにも、国や県の補助制度をうまく活用しながら、現在の公共交通を維持したいと考えております。そのための計画と私どもは考えております。

以上でございます。

(羽鳥) では、次に25ページ、ごみ処理施設等整備基金積立金なのですが、今前任者の質問の中で目標38億円のうちの3億円は彩北清掃組合のほうの清算のほうでの解体費用の3億円が入っているというふうに理解させてもらったのですが、私ちょっと聞き取れなかったのですが、51億円という数字出ましたよね。

(何事か声あり)

(羽鳥) 59か。すみません。失礼しました。59億円の、その数字のちょっと根拠をお聞きした上で、この目標38億円というふうにした算出根拠をお聞きいたします。

(環境経済部参事兼環境課長) では、お答えいたします。

埼玉中部環境保全組合が令和7年2月に策定いたしました財源計画、こちらに基づきまして、概算施設整備費のほうが約422億円、あと概算造成工事費が41億円、合計463億円というふうに概算施設整備のほうが示されております。その中で、財源計画といたしまして、交付金を約118億円、地方債を約286億円、一般財源を約59億円という形で試算をしております。その中で59億円を、まだ負担割合は決まっておりませんが、今現在の負担割合と、あと吹上町(P21.「吹上地域」に発言訂正)をこちらに入れた場合の試算をしたときに約59%という形になります。なので、そちらの金額を59%で割り返したときに想定の負担割合を出しております。

以上です。

(終わり。59って何だ。59はの声あり)

(委員長) 続けてください。

(環境経済部参事兼環境課長) 59億は、一般財源が59億円ですので。

(それ本市のねの声あり)

(環境経済部参事兼環境課長) それは構成市町です。

(2市1町ねの声あり)

(羽鳥) 今想定したのが463億円という数字が出たわけなのですが、先ほど部長のほうからもあったように、造成とか、様々なまだ費用がかかるわけです。特に20年間のランニングコスト、それも含めると、少なく見ても800億円を超えるのではないかというふうなちょっと危惧をしておるのです。その中でのこの目標積立て、実質35億円ですよね。その程度で済むのですかという心配なのです。

それと、一般財源から59億円というふうな数字が今、私もこの場で初めて聞いたわけなのですけれども、この程度で済むわけはないというふうに私は思っておるのです。それが、463億円という想定した数字の、実際は倍かかってしまうだろうと。そのうちの国からの交付金が来て、うまくいって半分近く来ても、それでもやはり一般財源、相当な額になってしまふのだろうというふうに考えておるのですが、その点についてはどのように処理されるのかお聞きしたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) まず、1点、すみません、先ほどの答弁の訂正をお願いいたします。

先ほど「吹上町」というふうに表現してしまいましたが、「吹上地域」です。すみません。申し訳ないです。訂正をお願いいたします。

あと、先ほどの羽鳥委員のご質問ですけれども、この概算事業費のほかに、まだ埼玉県中部環境保全組合(P.26「埼玉中部環境保全組合」に発言訂正)のほうから示されておりませんので、先ほどの前任者の方、部長のほうからもお答えさせてもらいましたが、示された段階でしっかりと想定してまいりたいと考えております。

以上です。

(委員長) 先ほどの環境課長の訂正については、委員長に一任願います。

(環境経済部長) 補足で説明のほうを加えさせていただければと思うのですけれども、埼玉中部環境保全組合のほうが作成した新たなごみ処理施設等整備基本計画では、概算の整備費のほうが約463億円というのが示されているのですけれども、こちらにつきましてはメーカー8社からの市場調査による平均値を取ったものということで、下方ですと約320億

円、上限ですと550億円という幅がある中での平均値で概算事業費を示させていただいているというものと、なおかつ今羽鳥委員のほうから運営費というお話も出たのですけれども、運営費のほうについては、組合のほうからメーカー7社による市場調査の結果の平均値で約12億円としているということで、これも多少減額、増額は今後あるかもしれませんけれども、組合は今後事業者を選定する上で事業費の事業の中身自体も精査、検討して事業費の縮減に努めていくというようなお話も伺っておりますので、本市としても、構成市町の負担が少しでも下がるように、担当者会議であったりとか、いろんな場でそういった、少しでも経費のほうの縮減に努めることについて、組合について、機会があればお話しさせていただきたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) では最後に、他の組合のほうの解体費のほうの3億円を含んだ目標38億円、令和13年度までにということなのですが、その間にこの概算費用をまた修正した場合は、この積立費用、基金の積立ての額は変更する可能性はあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(環境経済部長) お答えいたします。

今現時点でというお話をさせていただいておりますので、今後示されていない部分について金額等が示されましたら試算をさせていただくことを考えておりますので、目標、設定の積立額については今後変更になる場合もあります。

以上です。

(羽鳥) ちょっと確認なのですが、一般財源から2市1町で59億円という今前提ですよね。その前提を踏まえた上でこの積立て、38億のうちの35億円を出したという理解でよろしいのでしょうか。

(環境経済部長) お答えいたします。

ご指摘のとおりです。

以上です。

(羽鳥) それでは最後に、本当の最後に、15ページの後期高齢者療養給付費の負担金の還付金3,363万4,000円が出ておるのですが、前年度、過

去3年ぐらいと見比べてこの額がどう増減したかをお聞きいたします。

(国保年金課長) 令和6年度は、こちらのとおり3,363万ですけれども、昨年度は4,919万1,474円ですので、昨年度に比べると若干減っているという形になっております。

以上でございます。

(羽鳥) 私もこここの委員会に長くいたのですが、ちょっと記憶なかったのですが、1,000万、2,000万ぐらいの横振れというか縦振れは致し方ないというのが通年の額なのでしょうか。

(国保年金課長) こちら、元の後期高齢者の払う金額も11億ぐらい払っておりますので、委員ご指摘のとおり、その幅が1,000万、2,000万、今回の3,000万がということはあると思うのですけれども、結構元がやっぱり大きいですので、何千万単位の返還金等は生じるのではないかと思っています。

以上でございます。

(高橋) 通告しておりましたが、前任者が質問していただいていたので、1点だけ質問させていただきます。

27ページの新規就労総合支援事業補助金についてなのですけれども、先ほどほかの委員さんもおっしゃっておりました。49歳以下の大体若い世代が対象なのかなというふうに思うのですけれども、市内の若い世代に限らず、市外とか都市部からも農業を移住させてやりたいなという方もいらっしゃるのかなと。そういう方とか、せっかくこの予算もありますし、こういった方々にしっかりと支援できるような周知方法だったりとか広報とかというのはどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

この新規就農者の事業につきましては、年齢制限というところで49歳以下という方が対象になっておりますが、農業の中にはほかの事業もございまして、年齢制限のない補助金等も活用できるというものもございますので、その辺りをホームページに掲載するとともに、国、県、JA等関係機関と連携を図って周知に努めていきたいと思います。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。市外の方とかというのは、どういう感じで鴻巣でこういうができるよというのは目に触れる可能性があるのでしょうか。その辺りがちょっと私は気になったのですけれども。

(環境経済部参事兼農政課長) 市外の方につきましても、どこの市町村も同じ条件かと思うのですが、やはり国、県の農業のホームページですか、市のホームページですか、自分が農業をやりたい地域などを参考にしているものと捉えています。

以上です。

(委員長) ほかにありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時26分)



(開議 午前10時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 項目だけ申し上げます。

1点目がごみ処理施設等整備基金ですけれども、今回の補正で2億8,000万になると。今後過大になっていく可能性がある整備基金になるというふうにも審議の中で明らかになりました。

2点目が住民基本台帳です。今回は、マイナンバーカードに様々なものをひもづけすると。DX化に伴うマイナンバーカードを支柱とした政策の展開ですけれども、限りなく予算が増えていく内容が含まれている点を指摘し、反対といたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時28分)



(開議 午前10時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時45分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 発言の訂正をお願いいたします。

119ページの金山町友好交流事業の中で、私、「カネヤママチ」を「カナヤママチ」と呼んでしまいました。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

（委員長）ご異議なしと認め、訂正を許可されました。
なお、字句その他については委員長に一任願います。

（危機管理課長）申し訳ありません。午前中の議案第79号の中で羽鳥委員からの質問、過去3年程度、防災行政無線の中で緊急的なもの、災害に関わるもののが何回程度放送があったかという質問に対して、ちょっと手元に資料がなかったものですから、改めてお答えさせていただきます。令和4年度、5年度、6年度につきましては、危機管理課として流した防災行政無線、災害に関わるものは7回ずつあるのですけれども、ただこれは災害ということではなく、Jアラート、こちらのテストという形で流れたものになっております。

以上になります。

（環境経済部参事兼環境課長）大変申し訳ございません。午前中、鴻巣市一般会計補正予算、議案第79号のごみ処理施設等整備基金積立金の羽鳥委員のご質問の中で答弁させていただいた中で、「埼玉中部環境保全組合」と言うべきところを「埼玉県環境保全組合」というようにお話ししてしまいました。おわびして訂正させてもらいます。申し訳ありませんでした。

（委員長）ただいまの訂正の申出に対しましては、字句その他については委員長に一任願います。

引き続き。

（説明省略）

（商工観光課長）申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。257ページ、中段、「観光振興事業」と説明するところを「観光事業」と申してしまいました。おわびして訂正いたします。よろしくお願ひいたします。

（委員長）ただいま訂正の発言がありましたが、訂正の発言に対しまして許可することにご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。
ちょっと暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時37分）



(開議 午後1時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございませんか。

(橋本) どうも説明お疲れさまでございます。それでは、通告しておりますので、通告順番に質問させていただきたいと思います。

まず、25ページ、自治振興課、自動販売機等設置使用料、これいろんなところに出てくるのですけれども、取りあえずここでお聞きしたいと思うのですけれども、これ本町コミュニティセンターとかそういうところだと思うのですけれども、この設置箇所数と1台当たりの販売数とその売上金額、年間で結構なので、それを教えていただきたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 設置箇所数ですが、コミュニティセンターにはふれあいセンター、本町コミュニティセンター、市民センターに各1台ずつ設置しております。こちら売上金額は把握しておりませんが、売上げ本数を把握しております。ふれあいセンターが1,767本、本町コミュニティセンターが2,029本、市民センターが1,538本となっております。そして、市民活動センターにも設置をさせていただいております。こちらは売上金額を把握しております。販売数は5,386本、売上金額は79万1,460円となっております。

以上です。

(橋本) かなりの本数だと思うのですけれども、それに対して自動販売機のメーカーさんからなのですか、この鴻巣市に入ってくる値段が14万9,390円、これだけだということなのですか。ちょっとそれだけ確認したいと思うのですけれども。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 自動販売機から入ってくるというものではなくて、こちらはこの売上げに関して電気代と、それからそこの敷地の土地使用料が入ってきております。その使用料という形のものになります。本町コミュニティセンター、ふれあいセンター、市民センターについては、それぞれ設置業者、市内の事業者、それから社会福祉協議会が設置している関係で行政財産について一部減免がございますが、

市民活動センターについてはその減免がございませんので、使用料、電気代、それから土地保険料等を全額徴収しているものでございます。以上です。

(橋本) これ自動販売機、かなり収益があると思うのですけれども、こういった電気代とか場所代だけですか、ということでしか市としての収入はないということでおよろしいのでしょうか。再度確認したいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちらについては、そのとおりでございます。収入としては電気料金分、それから敷地使用料分、この使用料分が収入となっております。

以上でございます。

(橋本) それでは、次に27ページのコウノトリ野生復帰センター入館料であります。これは1回100円ということで、かなり入っていると思う。そんなに入っているのかなってちょっと分からぬですけれども、どの年代の方が入館しているのか、こういった統計を取っているのか伺いたいと思います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えいたします。まず、世代別統計自体は取ってございませんので、明確には分かりませんけれども、主に子どもを含む家族連れの方ですとか、あとは年配のご夫婦と思われる方々にご来館いただいておりまして、幅広い世代の方々にお越しいただいていると考えております。

以上です。

(橋本) 小学校とかも遠足とかそういったものでも来て入館しているということで考えてよろしいのでしょうか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えします。遠足とかということも含めてなのですけれども、主に社会見学という形で小学生、小学校単位、主に中学年ですか、3年生とか4年生、これぐらいの1クラスないし2クラス単位でお越しいただくことはよくございます。

以上です。

(橋本) 次に、28ページのし尿くみ取り手数料、これ歳出でもあるので、こちらで聞きたいと思うのですけれども、なかなかまちを見てもバキュームカーでやっている姿は見ないのですけれども、このし尿くみをしている家庭が本市ではどのくらいいるのか伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) 利用世帯ですが、令和6年4月1日現在、418世帯となっております。

以上です。

(橋本) この418世帯というのは、地域的にはどのところにあるのでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) 地域的なところですが、鴻巣地域が249世帯、吹上地域が96世帯、川里地域が73世帯となっております。

(橋本) 大体やっぱりこれ農家さんが多いということで理解すればいいのですか。それは難しいですか。ちょっと伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) 一概に農家さんとは言えませんけれども、やっぱり調整区域のところが多いかと思います。

以上です。

(橋本) 分かりました。

次、43ページ、合併処理浄化槽設置整備事業費奨励交付金というのがあると思うのですが、これし尿と関係するのかと思うのですけれども、昨年度のこれ奨励金をつけての設置数というのはどのくらいなのか伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) 昨年度転換された基数ですが、全部で14件ございます。

以上です。

(橋本) この14件というのは、毎年推移としては多いほうなのですか、それともどんどん減っている、どんどん増えているので、変更しているところが多いので、だんだん減ってくるかと思うのですけれども、この14件というのはどういうふうに捉えればよろしいのでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) 令和5年度が19件、令和4年度が30件でありますので、少なくなっていると思います。

以上です。

(橋本) 分かりました。

その同じページのクビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金、この対策方法はどういうものをやっているのか伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) 方法ですけれども、今現在、市有地については状況調査を行い、被害が確認された桜には幼虫を駆除するための薬剤注入や成虫の飛散を防ぐためのネットを巻きつけるなどの対応を行っております。また、被害が大きい樹木については伐採等を行っております。

以上です。

(橋本) すみません。我が家のはイチジクもこれにやられて、ばっさり倒れてしまったのですけれども、今年も何かたくさんくっついて、食べるより前に食べられてしまっているのですけれども、こういった一般家庭の補助とか何かないのでしょうか。それだけちょっと伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) 現在、一般家庭への支援については、広報紙やホームページ等でクビアカの生態等をですね、今後、近隣市においても市民の方への支援等行っている自治体もございますので、ちょっと調査研究しながら対応を検討していきたいと思います。

以上です。

(橋本) それでは、次、61ページの一般コミュニティ事業というのが、これさっき説明あったのですけれども、もう少し詳しく内容を教えていただきたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちら、自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源としてコミュニティ活動に助成を行っております。こちら、令和6年度につきましては2団体が助成を受けております。1団体は吹上本町2丁目町内会、もう1団体は宮本町内会が助成を受け、お祭り、祭場費に、お祭りのおみこしであったり、はんてん、太鼓等の修理を行っております。

以上です。

(橋本) これは毎年何団体か何自治会ですか、そういうところにいつも決まっているわけではなくて、そこから要望とか何かでこの交付金を出すということでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 自治振興課では毎年募集をしておりまして、順番で申請をさせていただいております。毎年大体2団体ほど申請させていただいておるのですが、宝くじの売上金額、鴻巣市の売上げの状況によって1団体が採択される場合がございますし、2団体採択される場合があるというような形でございます。

以上です。

(橋本) 分かりました。順番で平等に回っていくというふうに理解でよろしいのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 順番で申請をさせていただいております。

以上です。

(橋本) 次に、67ページの農業者年金業務委託金、この内容と対象者数はどのくらいいるのかを伺いたいと思います。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) お答えいたします。こちらは、農業者年金基金から農業者年金業務が一部委託されていることから、その事務処理に対する委託料となっております。内容につきましては、現況届などの関係機関から提出された諸届けの受付、それからその確認、そしてその送付などの事務処理を行っているほか、農業者年金の普及促進のほうも行っております。令和6年度末の被保険者数は22人、受給者数は60人となっております。

以上です。

(橋本) すみません。農業者年金ってあんまり詳しくないのですけれども、これはやっぱり農業者の方が積み立てて、何歳か、65になるのですか、分からぬけれども、そこから年金をもらうという形で、そんなに人数多くはないのですけれども、これは新たにまた入ってくる方もいらっしゃるという、普通の年金と同じように考えてよろしいのでしょうか。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) お答えいたします。

こちらの年金は、国民年金の上乗せという形で農業者の方が積み立てている年金という形になります。現在、加入者数も大分少なくなっているという状況ですが、これは農業従事者の高齢化による減少や公的年金との重複による経済的負担感がちょっとあるというのを考えております。また、こちらの加入条件として国民年金第1号被保険者というのが条件となっていることから、厚生年金いただいているような兼業農家の方は加入できないという状況となっておりますので、現在の状況かというふうに推測されます。

以上です。

(橋本) それでは、今度歳出のほうに入りたいと思います。

77ページの国民保護協議会運営事業、この協議会の内容と活動状況を伺いたいと思います。

(危機管理課長) お答えいたします。

鴻巣市国民保護協議会は、市における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成、変更するための諮問機関となります。現在委員は18名であり、最後に会議が開催されたのは令和3年になっております。この際は、鴻巣市国民保護計画の変更について諮問のため開催されました。

以上です。

(橋本) 3年からもうそれ以降は開かなくとも大丈夫という協議会なのですか。

(危機管理課長) 現在までのところは、大きな変更につきましては諮問にする必要があるということで、軽微なもののはそこまでではないというところで、今のところ大きなものはなかったというところで過去開かれていない状況であります。

以上です。

(橋本) では、次、101ページ、自治会活動支援事業の運営交付金の交付方法と使用内容の確認について伺いたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 自治会運営交付金につきましては、昨年度は各自治会に対しまして6月に申請の案内をいたしまして、翌月

に申請書の受付、8月に各自治会の口座のほうに振込手続を行っております。それから、使用の内容の確認については、各自治会から年度末に実績報告書という形で活動内容、それから決算内容等報告をいただいて確認をしております。

以上です。

(橋本) これ前は2回あったと聞いたのですけれども、今はもう1回ということだけで、なおかつ決算報告書はちゃんと報告されているということでおよろしいのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 令和6年度までは自治会運営交付金と行政推進報奨金という形の2つの自治会に対しての支出がございましたが、今年度からは自治会活動交付金という形で一つにまとめてございます。

以上でございます。

(橋本) 次は103ページ、市民活動センター管理運営事業、この市民活動センターの指定管理料は昨年と同じ金額なのですけれども、携わる人は賃上げ等していかなければいけないと思います。そういう状況で賃上げとかそういうのをこちらで理解しているのか、また上げるとかそういう話はないのか伺いたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちら債務負担行為の設定額を上限に、毎年、年度協定という形で指定管理料を決めております。そのような形で金額のほうについては年度協定の中で対応をしております。

以上でございます。

(橋本) 昨年と指定管理料同じだったのですけれども、これはそこの協議でまた変わるものかもしれない、そういう意味でしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) ここに関しては、今年度については同じ金額だというのは、業者から提案でそのような金額になっております。今後に当たりましては、業者のほうであくまでも債務負担行為額の設定額を上限に協議をするような形になります。

以上でございます。

(橋本) なるべく対応したほうがいいかなと思いますけれども。

次は111ページ、交通指導員育成指導事業ですか、この現在の人数と報酬金額を伺いたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 現在、交通指導員は44名になります。報酬の金額ですが、月3万円となっております。年間で36万円という形です。

以上でございます。

(橋本) いつも私も見ていると大変な、毎日毎日出てもらうの大変だと思うのですけれども、かなり高齢化していると思うのですけれども、これの入替え、入替えというか、新規になる方とか、そういう募集とかそういうのはされているのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 現在募集をしております。やはり高齢化というのが顕著に表れておりまして、今年度で引退をしたいという申出を受けて、相談を受けておりまして、意向調査等を行った上で現在募集をしております。多くの方、広報等を見ていただきまして問合せをいただいている、現在、来年度に新しい方の委嘱に向けて準備を進めております。

以上でございます。

(橋本) あと、次、113ページ、交通維持支援事業、これの今の対象者数と1人当たり幾らぐらい支援しているのかを伺いたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 対象者は、現在3名でございます。令和6年は3名です。年間6万円となっております。

以上でございます。

(橋本) 6万円ですね。もっとちょっと。分かりました。

それでは、同じところのAIを活用した交通安全対策事業、これの内容と効果について伺いたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちら、AIを活用した交通安全対策事業になります。こちらは、AIを事故と相関関係の高い要因データを組み合わせ、AIで交通事故発生リスク値を検知しております。それを地図上に可視化するサービスでございます。この可視化したデータをこうのとりっぷに掲載してございます。また、事故発生リスクが大きい

交差点であったり、路線については、交通安全対策として、警察、それから道路管理者との協議の情報として使用しております。

以上でございます。

(橋本) ちょっとよく分からなかったのですけれども、これを利用したことによって交通事故が少なくなったという、そういう理解でよろしいのですか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちらについては、まだ目に見えて減ったというのはございません。交通危険箇所、それから危険だと数値的に高い路線というのが鴻巣警察署から免許センターまでのこの間が一番高いような路線となっております。そのような形で、今こここのところを数値的に下がっているような状況ではございませんので、今後こちらのほうの交通安全対策をどのようにするかということで警察との協議にはなっては、議題にはなっているのですが、何か特別なことができるかというと、今はできていないのが現状でございます。

以上でございます。

(橋本) これ、ちなみに今年で何年目になるのでしょうか。この6年度で。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 今年度で2年目になります。

(橋本) 分かりました。

次、117ページ、地域防犯体制支援事業、防犯カメラ設置数と自治会向けの、これまだこれからなのか分からないですけれども、自治会向けの防犯カメラの進捗状況を伺いたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 現在自治振興課が設置しております防犯カメラは、令和6年度までで34か所になります。自治会向けの防犯カメラ、こちらは多分今年度から始めておりまして、地域カメラになるかと思うのですが、今現在2件の申請はいただいているところでございます。3件目を今協議中という形で行っております。また、こちらの事業で行っております住宅等防犯対策補助金の中では、令和6年度には自治会による防犯カメラの設置も過去に1件申請をいただいているような状況でございます。

以上でございます。

(橋本) 何か自治会は今年度ですけれども、自治会向けの申請はとても難しく面倒くさいという話を聞いているのですけれども、そういったものって改善できないのですか。簡略化できないのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) やはりプライバシーの問題であったり、維持管理、それからやはり周りとの合意形成、それから個人情報のデータの管理、そういった点からもなかなか簡略化するのは難しいかと思います。やはり自治会が管理していただくには、私ども最低限の情報、データを集めていただく、また自治会としてご承認いただくというのが必要であるということでご提案させていただいております。

以上でございます。

(橋本) では、次、119ページの防犯灯管理運営事業、これはもうLEDになつてもう10年近くなると思うのですけれども、前のはよく球切れしましたけれども、最近のこのLED、多分もうそろそろどんどん球切れしていくのではないかと思うのですけれども、そういったことの状況を把握しているのかを伺いたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) おっしゃるとおり、そろそろLEDの交換時期だと私どもも考えております。令和6年度は、LEDの球切れが159本ございました。逐次点検等を行いながら交換作業を進めているような状況でございます。

以上でございます。

(橋本) ちなみに、四、五年前はほとんどなかったということで理解、もっと、五、六年前はほとんどなかったということなのですか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 数本はございました。やはり粗悪品と言つたらいいのでしょうか、製造上の問題があるような製品もございましたので、LEDだから完全に切れないとということではなく、やはり外にずっと設置しているもので、状況によっては環境の影響を受けて切れるものもございました。ただ、多くなってきたのは、ここ数年が一番多くなってきております。

以上でございます。

(橋本) 121ページ、公共交通事業でバスロケーション乗降カウントシステム利用状況、それを把握しているのか伺います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちらバスロケーションを御覧になつていただいている方は、令和6年10月1日から開始しておるのですが、令和7年3月31日現在で閲覧件数は3万7,930件の方に御覧になつていただいております。

以上でございます。

(橋本) 結構な方が利用されているのですね。分かりました。

次に、143ページ、住居表示整備事業ですか、これの進捗状況について伺いたいと思います。142ページ、143ページですか。

(135の声あり)

(橋本) すみません。135ページですか。

(市民課長) 住居表示の整備の進捗ということなのですけれども、現時点では住居表示の整備についての具体的な計画はありません。

以上でございます。

(橋本) 分かりました。ありがとうございます。

次に、215ページですか、空き地雑草措置事業の措置委託料の内容について伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) 空き地雑草の業務委託ですけれども、こちら先ほど申し上げましたが、自ら雑草管理が困難な方たちが、遠方に住んでいる方たちですか、が委託業務を使いまして雑草の除去を行つてもらっております。令和6年度の依頼件数は8件でした。

以上です。

(橋本) これ終わったらそこに請求できる、しているものということで考えてよろしいのでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) まず、先にお支払いいただいて、納入が確認できたら委託業者にお願いしてやってもらっています。

以上です。

(橋本) 分かりました。

あと、次、217ページ、生物多様性事業、これもう毎年聞かれていると思

うのだけれども、アライグマの今捕獲数について伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長)令和6年度のアライグマの捕獲頭数223頭となっております。

(橋本)これは増加しているのでしょうか、推移としては。

(環境経済部参事兼環境課長)過去の数字を見ますと、令和4年度が248、令和5年度が200、令和6年度が223と、増加とも言えず、減少とも言えない状況であるかと思います。

以上です。

(橋本)我が家の畠にも、スイカを今年もやられたのですけれども、多分ハクビシンだと言う方がいらっしゃるのですけれども、ハクビシンの捕獲数はどのくらいなのでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長)ハクビシンに関しましては、鳥獣保護法で保護されておりますので、またアライグマは特定外来生物なのですけれども、ハクビシンは該当しないので、特に捕獲は行っておりません。

以上です。

(橋本)取ろうと思って取れなかつたのですけれども、私の理解だとハクビシンはどこか遠いところに逃がしているという話を聞いたのですけれども、アライグマは処分して、ハクビシンは捕獲しないのですか。かなりいます、ハクビシンも。それは何か苦情とかそういうのはないのでしょうか。ハクビシンに対して。

(環境経済部参事兼環境課長)ハクビシンは、アライグマよりも細く、ちょっとした隙間にも入っていくので、よく空き家なんかにはいるという話は聞きますが、特に私たちのほうでは駆除や捕獲等は行っていない現状です。

以上です。

(橋本)では、223ページ、大気・土壤・水質環境対策事業、この環境調査委託料の内容について伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長)こちらは、鴻巣市内の河川等の水質及び大気中のダイオキシン、ダイオキシン濃度ですね、測定、あと国道及び県道を通過する車両の騒音状況等を調査する自動車騒音常時監視業務委

託を行っております。

以上です。

(橋本) これ調査して、一応問題ないということで考えてよろしいのでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) 今現在、問題ないと考えております。
以上です。

(橋本) 次、233ページの資源物収集運搬事業、粗大ごみだと思うのですが…資源回収のものですけれども、これ今盗難の、私も今環境衛生委員で担当しているのですけれども、目の前で新聞を持っていかれたのですけれども、こういった盗難の状況と対応はどのようにしているかを伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼環境課長) 令和6年度は、市民の方から資源の持ち去り等のご連絡が19件入っております。その都度鴻巣警察署へ情報共有を行いまして、警戒に当たっていただいている。また、いただいたご連絡については次の資源回収のとき等に職員がパトロール等をしております。

以上です。

(橋本) 243ページの生活者支援に係る水道事業会計助成事業、これ何で上下水道部ではなく危機管理課になっているのか、この理由を伺いたいと思います。

(危機管理課長) 生活支援に係る水道事業会計助成事業についてお答えいたします。

まず、1つ目、上下水道部でない理由なのですけれども、こちらは地方公営企業法のほうで本来経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないとされていますが、災害の復旧等その他特別の理由により必要がある場合には一般会計から補助することができると規定されておりまして、それで基本料金の免除は水道事業の経営上の理由ではなく、市民、事業者の物価高騰に対する生活支援であり、経済対策であることから、そこに係る費用を一般会計から繰り出すものということで、一般会計からまず上下水道部のほうに出しているものでして、次になぜ危機管理課

なのかというところになりますと、令和4年度までも同様の事業をやっていたのですけれども、その際には新型コロナ対策支援措置として実施しておりまして、その際、新型コロナウイルス対策本部の事務局所管課である危機管理課において予算計上して、事業実施者である水道事業会計のほうへ繰り出していました。それで、令和5年度に引き続き、今回、令和6年度分につきましても、それまでと同様に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援することから、危機管理課において予算計上し、支出したものになります。

以上です。

(橋本)では、次に245ページの家畜伝染病予防接種事業、豚コレラ等自衛防疫協議会補助金、この協議会の内容について伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼農政課長)お答えいたします。

この協議会は、豚熱等の発生を予防して蔓延を防止する予防措置の徹底を期するため、家畜への予防接種や家禽の消毒などの自衛防疫対策を講じています。また、畜産経営の発展を目指し、養豚農家が交流するための会議を定期的に開催しています。

以上です。

(橋本)すみません。ちなみに、市内に養豚業さんはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

(環境経済部参事兼農政課長)お答えいたします。

市内に3件ございます。

(橋本)次、247ページ、藻刈浚渫補助事業、この1件当たりの藻刈浚渫補助金の金額は幾らぐらいなのでしょうか。

(環境経済部参事兼農政課長)お答えいたします。

市内全体の数字、実績、令和6年度の実績でございますが、藻刈りの実施延長約35キロメートルで35万7,600円、浚渫の実施延長約42キロメートルで42万5,600円を交付しました。

以上です。

(橋本)この藻刈り、うちの地区でもやっていた。かなり高齢化して、もう藻刈りができないよというところがあるのですけれども、そういう

たところの対応はどのようにされていますでしょうか。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

行えない地域というのが今だんだん増えてきている状況かなと思いますが、市といたしましては、農業者だけではなくて自治会等と連携して地域が一体となって農業用水路を維持管理していただきたいと考えております。また、多面的機能支払交付金を活用して保全管理を推進しておりまして、地域からの相談に応じて集落説明会などにも参加している状況でございます。

以上です。

(橋本) 分かりました。お願いします。

253ページ、中小企業支援事業、起業者支援事業補助金、この内容について伺いたいと思います。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

市内の商業の振興及び活性化を図ることを目的に、市内において起業する方や中小企業等を設立した代表者に対し、起業に要する費用の一部を補助するものです。上限は1件15万円で、予算の限りとなっております。以上です。

(橋本) 昨年これ何件ぐらい起業されたのでしょうか。

(商工観光課長) 昨年度申請の受付は11件となっております。

以上です。

(橋本) 11件のうち、ちゃんと起業した件数は何件なのですか。

(商工観光課長) 11件全部起業しております。申請していただいた方についてでは。

以上でございます。

(橋本) その起業した内容、どういうような業種なのでしょうか。そういうのは把握していますでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

ざっくりとした業種分類になりますけれども、小売業が2件、サービス業が5件、医療福祉業が2件、製造業が1件、不動産業が1件、計11件でございます。

（橋本）分かりました。

では、最後に同じページの空き店舗対策事業です。これ今までで具体的に効果があったことがあれば伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

令和6年度に要綱を改正させていただき、補助者の対象要件を市外の方に広げ、空き店舗の要件を商業地域、近隣商業地域及び都市機能誘導地域へ変更しています。また、補助金内容も店舗賃借料、店舗改修費等経費及び広告宣伝費を対象経費とし、最大で110万円の補助といたしました。その効果として、令和4年度、5年度の申請件数はゼロ件でしたが、令和6年には3件の申請をいただき、空き店舗の活用が図られたと認識しております。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします

（休憩 午後2時19分）



（開議 午後2時40分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（大塚）それでは、決算認定についてであります、歳入歳出関連がありますので、主に歳出のほうから指摘をさせていただき、何点か伺います。

まず初めに、111ページから113ページにかけて、自治振興課の放置自転車対策事業についてであります。これを見ますと、歳入においては、保管手数料として予算が2万円、決算としては4万4,000円、また実際には、12節の委託料の部分でありますけれども、それぞれ金額が示されています。そこで伺いたい内容ですが、放置自転車の状況、また数字の推移について伺います。

（市民生活部参事兼自治振興課長）放置自転車の状況ですが、令和2年度以降のデータを申し上げさせていただきます。令和2年度は141台、令和3年度が67台、令和4年度が53台、令和5年度が52台、令和6年度が88台となっております。駅周辺については、放置自転車は減少傾向でご

ざいました。ただ、昨年度の傾向としましては、駅周辺で乗った自転車がまちのどこかで乗り捨てられたというものの撤去の台数が増えているというような状況でございました。それで、ここ数年減少傾向だったのが昨年度増えているという状況となっております。

以上でございます。

(大塚) 放置された自転車、必ず持ち主が現れるわけではないという前提の中で、最終的には処分の対象として、言い換えれば売却の対象として対応しているという理解でよろしいでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 引取り手のない自転車につきましては、処分として鉄くずとして売却しております。

以上でございます。

(大塚) 次の質問に参ります。

215ページ、環境課、空地雑草措置事業であります。この数字を見ますと、当初の予算に比べると、決算額が約半分程度になっているのでしょうか。そこで、先ほど答弁の中では、令和6年度8件の対応をしたとの内容でした。そうすると、逆算をすると、措置を受けた数、いわゆる依頼の数に対して8件が対応できたというふうに理解ができるところです。

そこで伺いますが、実際にここをやってほしい、あそこにこういう場所があるというような措置を受理した件数、この総数については幾つになっているでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) こちらの空地雑草措置事業に関しましては、申請があれば全てやっております。ただ、雑草の繁茂に関するご相談、令和6年度では146件と多くなっております。

以上です。

(大塚) 今、原課である環境課のほうから146件の苦情というか、雑草がすごいよという問合せ、情報が来ているということですが、もう合併して20年になるのですけれども、やっぱりある程度地域性もあるので、もしでしたら、吹上の支所とか川里の支所のほうでもそういった雑草に対する苦情、あるいはこういう場所があるよという情報提供を含めて、それぞれの支所で分かる範囲でお答えがあればと思うのですが、両

支所いかがでしょうか。

(吹上支所副支所長兼地域グループリーダー(課長級)) お答えいたします。

吹上地域では、昨年度、6年度ですね、苦情件数が77件ほどございまして、空き地に関する苦情が3件ということでございます。それと、今年度に入りまして今日現在まで30件の市民の方から苦情がございまして、やはり同じく今のところ3件ということで推移しております。

以上でございます。

(川里支所副支所長(課長級)) お答えいたします。

川里地域では、令和6年度に要望、苦情が84件ありました。その中で空き地によるものが7件となっております。また、令和7年度につきましては、8月末現在ですけれども、要望、苦情が37件となっておりまして、空き地による雑草の苦情につきましては7件となっております。

以上です。

(大塚) 各地区でそういった情報が寄せられているというのが分かりました。

最後に1点だけ確認をしますが、空き地に雑草が繁茂している、そんな状況が分かった段階で、いわゆる持ち主の方に対して通知をして、支払っていただければこちらで刈取りの作業をしますよという段取りになっていると思うのですが、恐らく何回出しても反応がないといいますか、きれいにはならないことが多分あるのかなと思うのですが、そういった場合は、もうエンドレスで通知というか、先方に連絡をしているというのが現状なのでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) 委員おっしゃるとおり、1回でやっていただけるというのはなかなかやはり少ないと感じております。そのときにはやはり何度もご連絡差し上げるという形で対応しております。以上です。

(大塚) 次の質問に参ります。

217ページ、環境課、環境衛生委員活動事業であります。予算と決算はほぼ同額となっておりますが、先ほどの答弁の中で、委員の選出につきま

しては自治会から選ばれた、出された方が対象ということでありました。1つ気になるのは、自治会の数も、あるいは活動内容も、どちらかというと減少ぎみ、先細りぎみだと私は感じております。6年度については、それなりに自治会で選出された方が対応できたと思うのですが、あくまでも見込みなのですけれども、今後もずっと自治会から、町内会から出していただくという、そういう状況の中でメンバーが足りるのかどうなのか、ちょっと心配はしているのですが、令和6年度は状況分かりました。今後について、もし何かあれば、1点だけお伺いします。

(環境経済部参事兼環境課長) やはり今現在、自治会の組織を守るというのがなかなか難しいのかなと感じております。やはり自治会に入られない方ですとか高齢化が進んでおりまして、なかなかそこら辺でも環境衛生委員、お引受けしていただけないのかなという気はしております。ただ、やはり環境衛生委員さんには、例えばごみ置場の管理ですとか、あとごみゼロ運動の地区の中心的な役目、あといろいろなところ、イベントで環境意識の啓発にも携わっていただいておりますので、今後も引き続きご協力いただけたらと考えております。

以上です。

(大塚) 次の質問に参ります。

217ページから219ページにかけましてコウノトリに関する決算の数字等が出ております。その中で、219ページのコウノトリの里づくり基金積立金について伺います。まず初めに、基金の目的、いわゆるどんな使い方をするための基金なのか、また現在で基金の残高、これを初めに伺います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)お答えいたします。まず、基金の目的でございます。コウノトリの里づくり基金積立金の目的についてですけれども、コウノトリの里を実現させるためには、中長期的な取組が不可欠でありますので、取組を下支えする財政措置が必要となります。そこで、コウノトリの飼育及び野生復帰を可能にするための環境づくりを推進するために、平成25年10月に鴻巣市コウノトリの里づくり基金を設置いたしました。この基金を活用することによりまして、

環境に優しい農業の推進や緑地の保全再生、そしてコウノトリの飼育等を継続的に取り組んで、コウノトリの野生復帰が可能となるよう、たくさんの生き物が生息することができる豊かな自然環境を備えるコウノトリの里の実現を目指しております。

使用する用途でございますけれども、この基金の目的に合致する経費に充当しております、この内訳は、コウノトリの里づくり事業として、こうのとり伝説米の給食活用、伝説米の配布事業、生き物調査などに充当しております。また、コウノトリの飼育施設管理運営事業として、施設の維持管理に係る経費、消耗品ですとか光熱水費、主に飼育等業務の委託料などに充当しております。また、現在の積立金額でございますけれども、コウノトリの里づくり基金積立金につきましては、令和7年3月31日現在、令和6年度末ですけれども、の積立金額として7,197万3,749円となっております。

以上です。

(大塚) 残高が7,200万円ほどになったということは、当然その正しい使い方に基づいて様々な工夫をされるのだと思われます。ちなみに、予算書で逆算をすると、1年間の入場見込み者数が多分5,100人程度の見込みだったのかなと。決算を見ますと、大きく超えて6,988人分ですか、100円カウントでいきますとそういう計算になっていると思います。やはり令和6年度、何か特別に工夫したというか、アイデアを凝らしたというようなことが何かあって人が増えたのか、見込み数ですね、入場者数が、それともまたまた増えたのか、そこら辺、何か判断をされているところはあるでしょうか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)お答えいたします。今大塚委員おっしゃられたように、コウノトリ野生復帰センターの入館料は69万8,800円ということで、単純に1人入館料100円で計算しますと約7,000人弱ということになろうかと思います。ただ、実際の実績といたしましては、実はこの中に特定健診の受診対象者、国保年金課さんのはうでそういう特定健診の受診の対象者の皆さんに、ある意味特典として天空の里の入館料を免除しますよという分が金額にして10万円ほど含

まれてございます。これにつきましては、そちらの担当部署のほうから天空の里のほうにその10万円分というのを歳入として頂いているという状況もございます。ただし、その分を差し引きましても約60万の入館料ということで実態上入ってございますので、予算上51万というものよりはクリアしているということは捉えております。

以上です。

(大塚) 次の質問に参ります。

239ページ、農政課、市民農園に関してであります。これ予算に対して決算の金額もおおむね近いところであります。改めて利用状況についてはどのように把握をされているのか伺います。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

寺谷地内の市民農園の利用状況についてですけれども、令和6年度は総区画数255区画のうち217区画で利用されました。利用率が約85%となっております。また、明用地内の市民農園については、10区画の全てで利用がされております。

以上です。

(大塚) この市民農園は恐らく、ただ植えて育てばいいということではなくて、当然コミュニティーの醸成の一部等々を担っているのかなと思っていますが、そういういった市民農園を活用した、生かしたコミュニティーづくりというのは実際にあるのか、ないのか、そこら辺はいかがでしょうか。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

この市民農園の設置目的についてですけれども、自然と触れ合うことのできる農作業の体験などを通じて、生活のリフレッシュであったり、農業に対する理解を深めることのできる憩いの場として設置しているものです。というところから、217区画借りていますという答弁したところなのですけれども、各区画の中で出会いとかがあると思いますので、そちらの農作業を通じて交流があるのかなというふうに感じております。

以上です。

(大塚) 次の質問です。

241ページ、農政課、農業生産技術向上助成事業であります。当初の予算では12万5,000円が計上されておりました。今回決算としては6万2,000円が出ております。中身を確認したところ、青年団体の2つの団体に対して助成する予定だったというふうに予算のときに理解をしております。今回は1団体のみということは、もう1団体あるわけで、恐らく園芸組合がその対象団体かと思いますが、これが助成の対象にならなかつた理由、この理由について伺います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

当初予算では、川里農業青年会議所への補助金6万2,000円と、川里園芸組合への補助金6万3,000円を計上したところですけれども、このうちの川里園芸組合につきましては、JAほくさいの川里中央支店が事務局となっておりますけれども、毎年、栽培講習会や野菜の共進会、園芸相談会などの事業を行っております。しかしながら、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業が実施できなかつたこともあつたというところで、繰越金のほうが増加してしまったとの理由で補助金の申請自体を取りやめるということでなつてあるところでございます。以上です。

（大塚）ありがたいことに繰越金で活動が継続されているというふうに理解をするところですが、これにつきましては、場合によってまた再度助成対象になる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）委員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

（大塚）次の質問です。

247ページ、農政課、用排水路改修事業であります。決算としては1,922万円ほどになっているかと思いますが、この工事の中の予定していた箇所数もしくは距離数というのですか、どのぐらい予定をしていて、実際に実施できた、工事が完了したところの数値、この両方について伺います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

まず、予定していた箇所数ですけれども、下忍地区、屈巣地区、安養寺地区の3か所を予定しておりました。そして、実施した箇所ですけれど

も、予定の3か所に加えまして、西中曽根地区を加えております。
以上でございます。

(大塚) 当初3から、実質4箇所数ということですが、それは年度の途中で要望が出たのか、あるいはもう最初から、できれば早いうちにやつてほしい、やりたいというような情報があつてのことだったのでしょうか。どうでしょう。

(環境経済部参事兼農政課長) こちらの予算につきましてですけれども、地元要望を基に、緊急性や地域バランス、予算規模等を踏まえて決定しているところです。6年度につきましては、西中曽根を加えたということですけれども、入札残とかの残金を有効に活用するために執行したものです。

以上です。

(大塚) 次の質問です。

251ページ、商工観光課、市営駐車場についてであります。まず初めに、この市営駐車場、冒頭説明の中であちらこちら経年劣化によって修繕が必要なところも見受けられるということでありましたが、まず初めに利用状況について、どんなような状態なのか伺います。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

令和6年度の状況を申し上げますと、鴻巣駅東口第1駐車場ですが、年間の利用台数は約84万9,000台、1日当たりの利用台数の平均は約2,300台となっております。鴻巣駅東口第2駐車場ですが、年間の利用台数は約12万7,600台で、1日当たりの利用台数は約350台となっております。

以上です。

(大塚) それだけ多くの方が利用しているということになると、恐らく利用している際、あるいは利用後になるかもしれません、苦情とかクレームもある程度は出ているのではないかなと思います。市のほうへ直接来ることはないかもしれません、苦情やクレーム、その状況はどうなのか、またその対応について何かあればお伺いいたします。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

まず、駐車場の苦情、クレーム対応につきましては、まずは第一義に現場の職員が対応するような形になります。また、それでもうまく解決等できない場合については、その日の責任者が対応させていただいております。また、商工観光課へ報告が来るようなものについては、特にここ数か月は聞いておりません。あと、いわゆる駐車場の機器については、第一義にまずは警備員等が対応しますが、解決できない場合は管理室にくる者が対応いたします。管理室の者が対応できない場合については、保守業者のほうを呼び出すような形となっております。

以上でございます。

(大塚) 鴻巣がどれだけ降ったかちょっと記憶にないのですが、いわゆる集中豪雨、線状、いわゆる雲と天気図の関係で結構な雨が降ったときもあったと思うのですけれども、そういった場合、今の状態、市営駐車場はそれには耐えているわけですけれども、利用者の皆さんで不都合だとか、あれは例えば雨がかかってしまう、からないようにしてほしいとか、そういった要望はあるのでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

特に8月、急な雨、かなり強い雨が降った時期がございましたが、特に商工観光課のほうにはそういったご要望があったという報告は来ておりません。

以上でございます。

(大塚) 次の質問です。

253ページ、同じく商工観光課、空き店舗対策事業についてであります。実際には予算に対しては半分程度しか決算がされていないというふうに見えます。ただ、先ほどの答弁で、そうはいっても3件の対応ができたという答弁がありました。これは、最終的にはもっとたくさん空き店舗対策が手をつけられればいいなとは思うのですが、6年度の反省を生かして、7年度以降といいますか、その次へのステップとして6年度のまとめと、それから次に向けての課題、目標があればお伺いをいたします。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、平成6年度より要綱の改正をさせていただき

まして、ある程度利用のほうは見込んでございました。ただ、予算といたしましては3件、最高限度額、いわゆる予算でいうと、お一人当たり、先ほど言いましたように110万円ほどのものを3件程度を考えておりましたが、やはり申請月の関係で家賃補助が、月数が少なくなったこともございまして、このような結果となっております。今後も市ホームページや商工会等を通じて広報、広めてまいりたいと思います。7年度なのですけれども、大変喜ばしいことで、もう予算いっぱいになって、今のところちょっと締め切っておる状況でございます。

以上でございます。

(大塚) 次の質問です。

257ページ、観光協会支援事業であります。予算、決算とともに同額が示されております。改めて伺いますが、支援をしている以上は、当市における観光協会に対してどんなことを求めているのか、その辺について、令和6年度のことであっても、それまでの間でも結構なのですが、協会に求めているものは何かあるのか、この点はいかがでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

まず、観光協会に求める役割としては、本課のほうでは2つを大きく挙げられます。1つ目は、鴻巣びっくりひな祭りなど観光イベントの開催や、川幅うどんなどの特産品の開発、様々な観光資源の紹介などにより観光客を誘致し、地域内での消費活動を活性化させるにぎわいづくりの牽引役としての役割。2つ目は、中山道などの観光資源、原馬室の獅子舞など伝統文化を市民の皆様に知っていただき、地域への理解、愛着を深めてもらう、地域と市民のつなぎ役としての役割を求めております。

以上でございます。

(大塚) 次の質問に参ります。

257ページ、同じところでありますが、産業観光館、いわゆるひなの里についてであります。なかなか出向く機会が、車を止める関係とかを見ると、すぐにはっと行ってぱっと顔を出すのもなかなか厳しいような地理的要件ではありますが、改めて伺いますけれども、主な事業、またそれぞれの事業に対する目標値、また達成度については、令和6年度の中で

どんな捉え方をされているでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

産業観光館の主な事業といたしましては、2階の会議室と中庭の多目的広場の貸し館利用に関する事のほか、条例に定めた設置目的により、大きく2つの事業を実施しています。1つ目は、地域伝統産業をより多くの方に知っていただくため、鴻巣びなや赤物、地域に関する貴重な資料の展示や解説のほか、各種講座を開催すること。2つ目は、地域の活性化に向けて、観光パンフレットの配布やホームページ、SNSによる観光情報の発信、特産品等の紹介や販売、夏まつり等のイベントに合わせて観光館のイベントの開催などを主な事業としております。

また、目標値と達成度についてですが、施設来館者数と施設利用者数を成果目標と定めております。来館者数では、目標2万人に対して、令和6年度の実績が2万244人、達成率で101.2%、施設利用者数では、目標1,500人に対して、令和6年度は1,669人、達成率で111.3%となっております。

以上でございます。

（大塚）かなり達成率が高いというか、クリアしているというのを十分理解をするところであります。ただ、毎回毎回、毎年といいますか、やっぱり次のアイデアを投入していくかないと、やっぱり来館者の皆さんにも、市民にもそうですけれども、興味を持っていただくなためには、新しいものの取組というのが必要かなと思います。令和6年度の中でそういった今後の運営、管理について何か意見等が出ているのであれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（商工観光課長）今、各部会においていろいろなことを話し合っておりますが、6年度に行ったひなの里寄席等は広報不足だったという形のもの等の反省意見も出ておりますので、そういった広報活動をまず大きくして、皆様にいろいろな講座を受けていただきたい。あとは、ガイド会というのもございますので、そういった方々と鴻巣の市内のまち歩き等々も企画していくかとお話を聞いております。

以上でございます。

(大塚) 最後から 2 つ目になります。295 ページ、危機管理課、自主防災組織についてであります。数字だけ見ますと、予算に対して決算が若干目減りをしているというか、予算の額が使い切れていない、近い数字ではないということになっています。そこで、この予算に対してそこまで伸びなかった理由が幾つかあると思うのですけれども、例えば自主防災組織がこのぐらい立ち上がるだろうという見込みの数字があって、その数字に届かなかった、いわゆる結成率の部分が一つの課題としてこういう決算になったのか、あるいはほかの理由があるのか、その点はいかがでしょうか。

(危機管理課長) お答えいたします。

こちら、結成の見込み数が合っていなかったというよりは、令和 6 年度当初、結成済みの自主防災組織が 119 団体ありまして、年間活動に資する自主防災組織活動補助金、こちらの申請数が 82 団体というところとか、あと 1 団体 1 回のみの資機材整備費補助金、こちらも年度当初に未申請の団体 14 団体あったのですけれども、申請は 3 団体からしか出なかったというようなところで、結成済みの組織から実際の申請が見込みより少なかったというところが原因となっております。

以上です。

(大塚) それぞれの理由があると思うのですけれども、当初、助成を受けよう、補助を受けようというところが、やっぱりいいやというからは、諦めるからには、何か理由があるのでしょうかね、多分。そうでないと、もらって活動を広げようというのが一般的な捉え方なので。場合によると、助成を受けるとその後が、例えば処理が面倒くさいとか、手間がかかるとか、そういう理由で申請をやめたのか、その申請をしなかった理由というのは把握はされているでしょうか。

(危機管理課長) お答えいたします。

全てではないのですけれども、やはりその団体の中で年間活動難しいというところもあったりして、申請のほうを上げてこられないというところもありました。

以上です。

（大塚）最後の質問です。

297ページ、同じく危機管理課、家具転倒防止器具等設置促進事業についてであります。これにつきましては、予算された金額に対して大きく数字が違って、かなり決算額が少ないのです。当然災害時はこういった促進も必要だとは思うのですけれども、なぜここまで大きく数字が違ってきたのか。決算の中でかなり低い数字、小さな金額になっているのですが、その理由については理解をされているでしょうか。

（危機管理課長）お答えいたします。

こちら家具転倒防止器具は比較的安価であり、補助額が上限の5,000円に達しない申請が多かったということに加え、ちょっと制度自体1年目ということもあったので、周知のほうは頑張ったところではあったのですが、定着に時間を見たことから執行率が低かった部分があったかと、そういうところもあったかと考えております。

以上です。

（大塚）そうしますと、もう既に令和7年度はスタートはしているのですけれども、その周知の不足等とか、あるいは金額の設定、今お答えいただいたように、もしそこら辺に課題があるとすれば、令和7年度の途中であっても、あるいは今後であっても、何か手を加えて、市民の皆さんに、大きな揺れが来たときにこれ使うと安全ですよというのを、上手に使っていただくための宣伝、情報提供は何かしたほうがいいかなと思いますが、何か今の段階で策はあるのでしょうか。

（危機管理課長）お答えいたします。

こちら、令和7年度から新しい品目として家庭用火災警報器、こちらのほうを加えまして、これを加えたことによって、かなりニーズのほう高まりまして、令和7年度につきましては順調に、令和7年9月11日時点なのですけれども、予算のほう約7割消化されておりますので、改善されているかと考えております。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時17分）



(開議 午後3時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) では、質問をしてまいります。

まず、議会運営委員会での資料請求を出させていただいた中で、いわゆる不用額が50%以上、あるいは20万円残っている部分で、9月10日に資料が出されました。その中で、環境課の中で、こうのとりパートナー事業が執行率が31%でした。また、ごみ不法投棄防止事業が執行率が15%で、不法投棄されたごみの量が見込みを下回ったということは、これはいいことだと思うのですけれども、逆に言えば巡回の回数が少なかったのかとかというふうにちょっと私が受け止めてしまうので、勘ぐってしまうのですけれども、この不用額の執行率が少なかった要因について、まず伺います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えします。

執行率が上がらなかつた要因といたしましては、主な要因といたしまして、ポータルサイトの掲載手数料におきまして、地域情報ポータルサイト「こうのす広場」に掲載するこうのとりマルシェの開催前後のレポート作成、こちらを当初委託業務に含んでおりましたけれども、業務の一部を市の職員によって作成しましたことや、地元産農産物使用店奨励金、こちらの申請者が少なかつたために執行率が上がらなかつたものです。以上です。

(環境経済部参事兼環境課長) ごみの不法投棄防止事業、こちらのほうの不用額ですが、昨年度はやはり不法投棄の件数が減っていたというのがまず1点あります。また、おととしは新幹線下等に瓦が大量に置いてあつたりということがありまして、業務委託を出している件数もありました。ただ、昨年度はそういうのは業務委託なく職員で対応ができたという案件、またその中で職員が対応できましたが、処理困難物に関してはやはり出す必要があるので、そこだけが費用がかかったということになつております。

以上です。

(竹田) 分かりました。職員の皆さんのが努力した結果、執行額が少なく済んだということですけれども、実際こうのとりパートナーを増やしていくという点では申請者を増やすということが大事かなというふうに思うのですけれども、6年度の結果を受けて、7年度はどのような努力をされているか伺います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えします。6年度につきましては申請が少なかったということだったのですけれども、次年度以降、地元農産物の使用店からの申請状況を見極めながら、今後も各種媒体を活用して、これまでも行ってまいりましたが、引き続き周知に努めまして、ほかの自治体の事例についても調査してまいりたいと考えております。

以上です。

(竹田) では、歳入のほうの24、25ページの自治振興課です。市民活動センター使用料です。この登録団体と利用団体数、それと利用人数、それからあとフリースペースも開放していると思うのですが、この人数を伺っておきます。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 市民活動センターの登録団体数、令和6年の実績ですが、373団体です。利用件数につきましては3,114件です。利用人数につきましては3万8,663人です。フリースペースのほうにつきましては、こちらのほうは現在把握はしておりません。

(竹田) フリースペースの利用状況を把握していないというふうにおっしゃいましたけれども、フリースペースを活用するときに、どこの団体ですというふうに申請をして利用された人数は何人ですかってちゃんと報告しているのです。ですので、把握していないはずはないと思うのです。ですので、利用した人がちゃんと申請している、報告しているのに、把握していないということは、どこかで詰まっていると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 申し訳ありません。フリースペース、2つに分かれております、手前側の学習スペース用のほうは把握していないのですが、その奥側の市民活動団体のほうのフリースペースの人

数を申し上げます。こちらが……すみません。暫時休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 4 1 分)



(開議 午後 3 時 4 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

(市民生活部参事兼自治振興課長) すみません。先ほどフリースペース全体を把握していないと申し上げましたが、把握しておりました。申し訳ございません。全てのフリースペースの人数は、手前側の市民活動団体、それから自由に使える学習スペースのところも含めて18万4,569人になります。

以上です。

(竹田) いわゆる自由に使えるフリースペースは、図書室の閲覧室が狭いために、結局学生の皆さんのが上に来て勉強しているというところが非常に多いですよね。自由に使えるところは。だから、そういうところでいうと、パソコンなども電源を使いながら使えるという点では非常に利用しやすくなっていると思うのですけれども、その手続、登録団体の手続についての簡素化というのはどのように努力されているか伺います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちらについては、毎年度の提出というものを複数年度に変更しております。

以上でございます。

(竹田) やはり利用者が増えるということは大事なことだというふうに思うので、引き続き登録団体の皆さんのご意見を聞きながら、特にいわゆる登録団体は市民の自主的な組織ですよね。いわゆる活動費なども自分たちで、構成員が出しているわけだから、そういう点からいうと私は、決算状況なども報告しなさいというふうに、予算の執行状況も報告しなさいというふうになっていきますけれども、その部分も市民の独自な団体なわけですから、そこまで市が介入していくというのはいかがなものかと思いますが、その辺の検討はされるのか伺います。

（市民生活部参事兼自治振興課長）こちら、市民活動センターは2料金制を取っております。市民活動団体に関しては、通常料金より市民活動団体の料金という形で取っておりますので、その市民活動団体が行っているところの確認という形で収支を確認させていただいておりますので、その中をチェックをするというよりも、市民活動として活動をしているというのの確認ということでご理解いただければと思っております。

以上でございます。

（竹田）続いて、28、29ページの市民課で、戸籍手数料と住民基本台帳手数料、これはいろいろと交付をするというふうに思うのですが、窓口での交付数、それからあとコンビニでの交付数について、それぞれお答えいただきたいと。

（市民課長）証明書の件数ということでよろしいでしょうか。まず、戸籍のほう、コンビニのほうが、件数が、マルチコピー機を含めまして2,951部です。残りが窓口になりますので、2万6,313件です。

以上になります。

（住民票の声あり）

（市民課長）住民票につきましては、コンビニ交付につきましては3万146件です。窓口につきましては、5万8,497件になります。

（竹田）対費用効果という点ではどのように評価されておられるでしょうか。毎回システム変更を行ったりとか、いろいろしていますけれども、その効果という点ではどのように評価されておるのか伺っておきます。

（市民課長）単純な計算になるのですけれども、コンビニ交付事業、令和6年度の決算額ですけれども、約1,200万に対して、コンビニでの証明書の発行部数が3万4,982件となっていますので、1部当たりが令和6年度は344円、同様に計算して、令和5年度につきましては372円とかになっていますので、効果というものはなかなかちょっと判断できないと思いますけれども、現状コンビニ交付のサービス、大体もう30%以上いっていますので、今年度、7年度もさらに伸びている状況ですので、一定の効果はあるかなと思っています。

以上です。

(竹田) そういう判断をされているということで、システム変更に係る部分は一切入っておりませんので、そこら辺は後でまた時間のあるときにやりたいと思います。

続いて、36、37ページの危機管理課です。自衛官募集事務委託料、これは法定事務としてやっている、それで歳出もありますけれども、実際に自衛官募集をして、広報などに載せておりますが、何人の方が実際に応募されていったか把握していればお答えください。

(危機管理課長) こちら、応募人数については情報来ておりません。令和6年度は鴻巣市から6人採用されているという情報のほうは伺っております。

以上です。

(竹田) 今自衛官になる方もなかなか少なくて、苦労されているというのが報道されています。そういう点からいうと、いわゆる18歳以上の人たちの名簿について、鴻巣市は、ここは多分大宮駐屯地の人が来ていると思うのですけれども、名簿についてはどのような取扱いをしているのか確認します。

(危機管理課長) お答えいたします。

危機管理課としては、特にこちらから出すことはなく、閲覧に市民課のほうに来られれば、どうぞという形でお知らせのほうはしております。以上です。

(竹田) 続いて、46、47ページと、それから同じページでフラワーセンターの株主配当金とエルミ鴻巣の株主配当金ということで、それぞれ配当金が交付されています。フラワーセンターの経営状況と配当金単価と枚数についてお答えください。あと、エルミ鴻巣も同じようにお願ひします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

まず、鴻巣フラワーセンターは第三セクターというところですけれども、市と独立した企業のために、経営状況の詳細なところについてはちょっと把握はしておりますが、令和6年度の収支決算では当期純利益金額

が約1,200万円となっております。配当金の単価と株数ということですけれども、1株当たり150円の配当金で、3,680株所有しております、55万2,000円の配当金となります。

以上です。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

まず、株式会社エルミ鴻巣のほうの経営状況でございますが、やはり非上場企業でございますので、詳しいことはこちらでは申し上げられないですけれども、まず当期の純利益は5,300万円ほどと伺っております。株の配当ですが、1株当たり500円、鴻巣市が所有しているのは7,848株、合計しますと392万4,000円となっております。

以上です。

(竹田) 鴻巣フラワーセンターについてですけれども、もちろん経営は別ですけれども、今物価高騰でなかなか花が売れないとということで、一番は食費も上がっています。だから、心の栄養にはなるけれども、実際に花が卖れないということが言われていますけれども、その辺の何か情報はつかんでいらっしゃるでしょうか。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

フラワーセンターの中に入っている会社の事例をちょっと挙げさせていただきますと、令和5年度に取扱高が71.1億円だったものが、令和6年度に取扱高が64.1億円ということでなっております。多少減少はしているところかと思うのですが、大きな影響は出ていないと見ております。以上です。

(竹田) 分かりました。

続いて、56、57ページです。農政課ですけれども、農地中間管理事業受託収入が入っています。実際は、中間管理機構か何かに預けて、そしてその中間管理からまた仕事を請け負っていることがあると思うのですが、管理事業への依頼件数と受託されている人数、その面積について伺います。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

令和6年度において、農地中間管理事業により農地中間管理機構を介し

て新たに貸借が行われた農地は合計で869筆、面積にしまして約80ヘクタールであります。人数としましては、256人の農地の所有者が86人の耕作者に利用されたというところです。

以上です。

(竹田)なかなか耕作ができなくて、中間管理機構にお願いをして、86の方が耕作してくださっているというのはいいと思うのですけれども、その中で、あと併せて遊休農地は今どのくらいあるのか、これは農業委員会に。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長)お答えいたします。

遊休農地におきましては、令和6年度末、約8ヘクタールになっております。

以上です。

(竹田)遊休農地が8ヘクタール、私が見る限りは、もっと草ぼうぼうになっていてなかなか管理されていないところがそれだけなのかなというふうにちょっとと思うのですけれども、それは農業委員会がきちんと管理していっていると思うので、変な言い方ですけれども、その数字できちっと管理されているという受け止めでよろしいですね。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長)おっしゃるとおり、こちらで管理して、こちらで把握している数字はそちらとなっております。ただし、遊休農地以外でも、既に雑種地、そういった部分で草がぼうぼうとなっている部分もありますので、そういった部分では遊休農地として判断しておりませんので、そういった部分で多く見られるという受け止めなのではないかなというふうに理解しております。

以上です。

(竹田)62、63ページで、国保年金課です。後期高齢者マイナ保険証推進等補助金ということで、何が何でもとにかくマイナ保険証にひもづけてくださいということでいろいろご苦労されているというので、推進のためのパンフレットを入れたりとかしているというのは先ほど説明で分かりましたけれども、保有者数と窓口での活用状況、そしてそもそもが基礎の人数と併せてお答えいただきたいと思います。

(国保年金課副参事) お答えさせていただきます。

まず、令和6年度末、令和7年3月31日時点の数字で回答させていただきたいのですが、後期高齢者のマイナ保険証ひもづけ、登録率ですね、こちらが67.81%になりますて、2万260人中のひもづけされた方が1万3,739人ということで、67.81%となっております。

窓口での活用状況というのは医療機関でのマイナ保険証の利用率かと思うのですが、こちらのほうの令和7年3月診療分の数字なのですが、こちら24.95%となっております。

以上です。

(竹田) ですから、ひもづけはしたけれども、実際に窓口で使っている人は24.95%ということがあって、今回資格確認書を全ての後期高齢者には無条件で交付しなさいと、しなさいというか、国がそういう方向を示したのですけれども、そういう実態もあるということの受け止めでよいのかどうか、この点確認したいと思います。

(国保年金課長) 竹田委員のご質問ですけれども、国の方のほうの指示で今回資格確認書、今現在も全ての後期高齢者の方にはお送りしておりますけれども、この辺の数字のデータも参考にして国の方のほうが判断したものと考えております。

以上でございます。

(竹田) 続いて、歳出に行きます。

歳出の102ページ、103ページ、104ページから105ページで、市民活動センターの管理委託で、先ほど人件費の問題を他の委員が質問をしていました。そういう点でいうと、資料請求の中で指定管理者の見積もったプラス人件費分の2.5%やっているというふうな指定管理料になっているというふうに受け止めますが、その分がしっかりと職員の人件費に入っているかどうかというのは確認できるのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) そこに関しては、確認はできておりません。ただ、先ほど申し上げたとおり年度協定のところで、人件費というところに関しては今の状況に応じて積算するよう申し伝えております。

以上でございます。

(竹田) それからあと、市民センターの管理運営ですけれども、市民センターも昨年度までは直営でやっていましたけれども、今年度からは指定管理になりました。そういう点からいうと、机とか椅子、あそこ御覧になったことがありますか。ホールの机が非常に重たくて、今大体の施設はキャスターつきのこういうものですけれども、赤見台にある市民センターのは、よいしょと引っ張り出して、どいしょと広げて、高齢の女性の人たちがすごく大変って。椅子は椅子でまた非常に古い、歴史ある椅子と机を使っているのですが、そこら辺についての何か苦情とか改善の要望というのは出ているのでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 机に関しては、先ほど委員のおっしゃられたとおり重たいというようなご指摘は受けております。それを受けまして、他の施設から利用しなくなったキャスターつきのテーブルのほうを10台、集会室のほうに配備しております。

それから、先ほど椅子についてなのですが、椅子についてのご指摘はまだ受けたことはなかったのですが、確かに古くなっていることは事実でございます。古くなったものを逐次、老朽化したものの備品は順次入替え作業を予算要望していきたいと考えております。

以上でございます。

(竹田) ゼひ頑張っていただきたいと思うのですが、今この本庁舎の椅子なんか見ていただくと分かるとおり、台車がついて、それでそれを運べるようになっているのですけれども、市民センターの椅子は一つ一つぴっと開いて使うようになっているのです。ですから、ゼひ頑張っていただいて、圧倒的多数は今高齢化、65歳以上が3割を超えたというふうに言われていますので、ゼひ頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続いて、環境課、218、219ページ、地球温暖化対策先導事業です。ここでの、いわゆるゼロカーボンシティ宣言を行っていますというふうにご説明ありましたけれども、2050に向けてCO₂をゼロにするということのタイムスケジュールとか、詳細についての計画というのはどのようにな

っているか伺います。

(環境経済部参事兼環境課長) 令和5年3月に、令和5年から12年までを計画期間としました第5期地球温暖化対策実行計画を策定しております。その計画の中で各施策を順次実行しまして、本計画の目標年度である2030年までに基準年度25年度比でCO₂排出の45%削減を目指している状況です。

以上です。

(竹田) 2030で45%。今2025年ですから、今どちらまでCO₂は削減されているか、その実装する数字を具体的にお答えください。

(環境経済部参事兼環境課長) 今現在、令和5年度実績の数字が一番最新になります。この令和5年度で、25年度比で6.2%減という形になっています。

以上です。

(竹田) 今の数字をお答えいただいて、環境課としたらどういうふうに評価して、どのように強化しようとしているのか具体的にお答えください。

(環境経済部参事兼環境課長) ちょっと削減が少し少ないかなという気はいたします。今後、うちのほうもゼロカーボン推進本部を立ち上げておりますので、そこでいろんなCO₂削減に向けた対策を検討、いろんなワーキンググループとかつくって、そこで検討しながら、積極的に今後進めていきたいなと思っております。

以上です。

(竹田) 2050、ゼロ、2030、45.6%、実際は6.2%というのが実際の今の現状で、それが一つは地球温暖化、異常気象の原因にもなっているというふうに思うのです。そういう点からいうと、続いての220ページ、221ページのエコな住環境づくり事業です。それからあと、中では、いわゆる住環境ですから、断熱性の高い住宅を建てたり、それからあと家電製品、冷蔵庫に買い換えたりすると補助が出るということもありますけれども、そういう点からいうと、電気のLED化というのも前提案したことがあったのですけれども、これもスルーされているのです。だけれども、

実際に全ての家庭でできるものは何かということを考えたときに、やはり電気のLED化を進めるということは私は必要かなというふうに思うのですが、さっきの6.2%の到達という点を考えたときに、全ての家庭でできるものを基本的に進めるという視点で見たときには、もっと全市民的な運動にしていくことが必要かなと思うのですが、LED化についての補助はどのように検討されるのか、6.2%の関係でお答えください。

(環境経済部参事兼環境課長) 委員おっしゃるとおり、LEDの照明の導入についても、やはりCO₂削減効果ですとか、省エネ効果というのが高いということは存じ上げております。ただ、今現在やっている補助金のほうが省エネルギーである太陽光発電設備ですとかエネファーム、あと一般家庭では、先ほど委員もおっしゃっていましたが、家庭内で一番消費電力が大きい冷蔵庫の買換えなどに補助金も出しております。LEDの導入補助についても、近隣市でも導入実績がございますので、今後、先進事例という形で参考にしながら、省エネ効果が高く、CO₂排出を削減できるようなものを調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

(竹田) 調査研究ですから、検討するというふうに答えていないところに私は一番問題があるかというふうに思いますので、そういう点からいうと、自らの到達も踏まえて、ゼロカーボンシティ宣言をしているわけですから、ぜひ検討していただくということが必要かというふうに思います。

その下にある221ページ、緑の募金環境美化推進事業です。商工観光課で、これは花の苗を差し上げたりとかしていると思うのですけれども、CO₂を吸収してきれいな空気を提供するというのは、非常に樹木は大事な役割を担っているというふうになっています。そういう点からいうと、商工観光課と、それから都市計画課では緑の事業を進めています。そういう点での連携というのはどのようにになっているのか伺います。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

本事業で購入した花苗の植栽箇所は、都市計画課所管の鴻巣駅東口駅前広場の花壇となっております。本事業分は、植え込み箇所は一部と、花

苗は一部になっておりますが、市の玄関口である鴻巣駅に彩りを添えていると認識しております。なお、補助の申請については都市計画課にて一括に行って、報告等も都市計画課のほうで一括に行っているということです。

以上でございます。

(竹田) いろんなところに緑の推進事業が出ていたり、例えば森林環境譲与税を受け止めているのは農政課ですよね。だから、そういう点からいうと、もっと全序的な緑を進めるという点での検討が必要かなというふうに思うのです。そういうところではどうでしょうか。誰にお答えいただくのか分かりませんけれども。環境経済部長ですね。トータル的に緑を増やしてCO₂を減らすというところで、6.2%の関係では、ぜひイニシアチブを取っていただく方かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(環境経済部長) お答えさせていただきます。

課長のほうから説明ありましたとおり、ゼロカーボンシティ宣言をさせていただいて以降、削減率が6.2%台にとどまっているということで、近年ですと家庭の中で最も削減効果が高い冷蔵庫への買換えに対しての補助金をお出ししてきましたけれども、来年度以降については冷蔵庫以外のもの、家庭の中で二酸化炭素排出量の削減効果があるものについて、来年の予算の前なので、具体的なことはちょっと申し上げられないのですけれども、新たな取組について検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

(竹田) ゼひ頑張っていただいて、CO₂を排出しないことと、CO₂を吸収してきれいな空気を提供するという部分も含めてゼひ頑張っていただくことを希望しておきます。

続いて、230、231ページの可燃、不燃ごみの処分事業です。この中で不燃ごみのルート、どのように処分されているのか伺っておきます。

(環境経済部参事兼環境課長) 燃やせないごみのルートといたしましては、まずステーションのほうに市民の皆さんから出されましたら、リ

サイクル事業協同組合さんが収集いたしまして、上谷のストック場に一度集めます。その後、鴻巣分、吹上分、川里分と分かれまして焼却させていただいて、最終処分場のほうに持っていくという形になっております。

以上です。

(竹田) 不燃ごみを焼却しているのですね。その焼却している事業所はどこに、どういう名前のところにあるのでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) 焼却している場所ですか。処分場に関しては、まず加須市、寄居町、千葉県成田市、栃木県鹿沼市、茨城県ひたちなか市でサーマルリサイクルとさせてもらって、埋め立てております。

以上です。

(竹田) ということは、最後、不燃ごみだけれども、サーマルリサイクルですから、非常に高温で処分をして、最終処分場はどこですか。

(環境経済部長) 補足も含めてお答えさせていただきます。

本市の燃やせないごみにつきましては、本来であれば市内で出たごみは市内で処分するという自区内処理が原則なのですけれども、たまたま本市に処理施設がないことから、県内外の民間の処理施設において処理をお願いしているような状況となっております。

今委員のご質問の最終処分場のほうなのですが、最終処分場としては、小野町であったりとか、小山市であるとか、日光市（P.73「福島県の小野町と茨城県の笠間市の2か所」に発言訂正）のほうの処分場のほうにおいて最終処分をさせていただいているような状況となっております。
以上です。

(竹田) 今後の検討方向として、非常に遠距離まで運んでサーマルリサイクルやっていただいて、他県でお世話になっているということがあります、県の、埼玉県が持っている三ヶ山の最終処分場があつたりとか、サーマルリサイクルやつたりとかしているところがあるのですが、そこがいいかどうか分かりませんけれども、そういう検討というのは今後される余地があるのかどうか確認したいと思います。

（環境経済部長）お答えさせていただきます。

今後の検討なのですけれども、今現在、埼玉中部環境保全組合のほうで新たなごみ処理施設の整備に向けて事業を推進しておりますので、その中で今後の処分等についても検討はされていると思いますので、組合と連携しながら、その処分方法等についても検討していくものと捉えておりますので、組合と共に処分先等についても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

（竹田）242ページ、243ページ、道の駅整備事業です。歳入で社会资本整備基金が入っていて、今回18億円が予算執行されています。これまで土地を買って、それで設計業務委託がされたというのが先ほど説明がありました。これまで買った土地の面積と価格についてお答えください。

（道の駅整備プロジェクト課長）お答えします。

これまでの取得した土地の面積と総額ですが、令和6年度末時点、取得した土地の面積は約2万5,000平米で、総額は約2億2,000万円です。

以上です。

（竹田）この中には、いわゆる通り抜け道路というか、なども入っているという受け止めでよいのかどうか確認します。

（道の駅整備プロジェクト課長）この中には道の駅の事業用地とアクセス道路、含まれています。

（竹田）今後、土地の購入というのではないと。あるのかないのかだけお答えください。

（道の駅整備プロジェクト課長）あと残り1筆あります。

以上です。

（竹田）248、249ページで農業研修センター管理運営事業です。農業研修センターは、基本的には農業を研修して、農業従事者を増やすという側面もあるのかなというふうにちょっと私は受け止めたのですが、利用実績と、農業に関する研修を行った件数についてお答えください。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

まず、利用実績からですけれども、令和6年度におきまして810件、人数

にしますと 1 万 8,530 人の利用がございました。

農業に関する研修の件数というところですけれども、関連している部分では、毎月農業委員会とかという、農業に関する委員会を開催していたり、農政課においても農業振興地域の審議会を開催しているというところもあります。また、その施設の中に、今鴻巣、行田のほ場整備事業をやっておりますけれども、土地改良区の事務所を設けております。あとは、講習会という内容ですと、調理室とかもございますので、みそ作り教室ですとか、一般的な講習会が開かれているというところです。

以上です。

(竹田) 250、251 ページの市営駐車場の管理運営事業です。先ほど駐車台数が非常に増えているというのは分かりました。苦情もそれぞれないのかということであったのですけれども、令和 6 年でしたっけ、券売機、精算機か何かの、いわゆるその入替えというかがあったというふうに私が受け止めているのですが、そういう認識でいいのかどうか、ちょっとそのところからまず質問します。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

令和 6 年度に精算機の新紙幣対応を行っております。

以上でございます。

(竹田) 分かりました。その中で、最後、今エルミの駐車場などを使うと、店内で精算ができる、そのまますっと出れるという点では非常に利用しやすくなつたと思うのですけれども、ただしそのことを知らないまんまやって、私もそうなのですけれども、100 円の駐車料金払おうと思って、あったのですが、百円玉を届けるのにうまく精算機に使えなくて、入れたら百円玉を落としてしまって、後ろに車が何台も止まってしまったということがありました。そういう点からいうと、小銭を入れる受皿みたいのがあるといいかなというふうに思ったのですが、そういう改善が今後検討されるのか、ちょっと伺っておきます。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

機器類については、全てリースとなっておりますので、リースアップ後、メーカー推奨期間を過ぎたときに、またそういった機械が出たときに今

後改善をさせていただきたいなと考えております。

以上でございます。

(竹田) ぜひお願ひします。

続いて、252ページのにぎわい交流館管理運営事業です。にぎわっていることを期待してお聞きをするのですが、にぎわい交流館の決算の経年変化について、開館後からお答えください。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

まず、令和4年度から申し上げます。令和4年度は、収入の合計が3,224万1,956円、支出の分につきましては4,679万8,573円、マイナスの1,455万6,617円となっております。令和5年度は、収入の計が3,204万5,957円、経費の支出の計が3,201万5,293円、3万664円のプラスとなっております。令和6年度につきましては、収入の合計が3,247万8,639円、支出が3,164万547円、83万8,092円のプラスとなっております。

以上でございます。

(竹田) にぎわい交流館は、そもそもが市の持ち物を管理していただいている、指定管理していただいているわけですから、人件費分要らないのです。ですから、逆に言えば、本来プラスになっていいはずだと思うのですけれども、令和4年度はコロナもあったりとかしているのですけれども、なぜこんなに賑わないような運営になっているのか。一番は、にぎわい交流館ということの、そのところでどうなのかなというふうにちょっと思うのですけれども、どのように評価されていますか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

令和4年度開館当初につきましては、近隣にあまり類を見ない施設ということで、指定管理者も人員を割いていろいろと運営をしていたようですがございますけれども、なかなか収益が上がらないということで、令和5年度以降、いわゆる人員のマルチタスク化、1人にいろんな役割を与えるという形で人数を再配置したところ、ある程度の成功を見たという形になっております。6年度につきましても、それがさらに進んでおりますので、人件費のほうは、公表させていただきますけれども、4年度は約2,700万ほどかかっていたものが、人員配置を改善した結果1,900万ま

で下がっているような形になっておりますので、そこは評価できる点かと考えております。また、維持管理経費につきましても、4年度850万ほどかかっておりますけれども、令和6年度には470万と削減しておりますので、今後このような形で、今回は7年度より新指定管理者になっておりますけれども、継続してこういった形で経費の節減、皆様にご来場いただけるような施設をつくっていくように協議してまいります。

以上でございます。

(竹田) 考え方が違うと思っているのです。にぎわい交流館というのは、最初の目的は、免許センターに人が来ますと。だから、通行する人たちが寄っていただいて、非常ににぎわうのですということで始まった事業ですよね。だから、逆に言えば、利益を出すために人を減らすということそのものよりも、やはり大きくアピールして寄っていただくようにしない限り、私たち指摘しましたけれども、免許センターに来る人々は圧倒的に若い人々で、そんなにお金の余裕がない人などです。そういう人々が寄るということは非常に難しいと思うから、この事業はなかなか工夫が必要ではないですかということで、にぎわい交流館そのものの、ならば、ならばの事業ではないほうがいいのではないかということを指摘させていただいたことがあります。そういう点からいふと、やっぱり人件費を減らすとかということは、指定管理でなければ分かりますけれども、指定管理をしているわけだから、人件費そのものも入った中身になるわけです。そういう点からいふと、ちょっとこの運営の仕方については今後どのように改善されていくのか伺っておきます。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

6年度につきましては、前の指定管理もやっていただいて、今回、新指定管理者という形になっておりますけれども、今後、新指定管理者、今一生懸命頑張っております。自主事業も数多くやっておりますし、いろいろと工夫をして試行錯誤している状況でございますので、そういった形でどのように広報していくのか、またSNS等を使って若い人们にPRをしていく、免許センターの方にPRをしていくという方策を協議しながら、一層努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

(竹田) 開始した当時の課長さんではないから、ご苦労あると思うのですけれども、そもそもが、ランチまだ高いですよね。1,300円ですよ、コーヒーも含めて。前は1,650円だったのです、ランチが。だけれども、今の時代からいうと、やっぱり価格そのものも検討する必要がある。ランチは1,000円以内とかというふうにしていかないとリピーターというのはなかなか進まないのではないかというふうに思うのです。そういう点からもやっぱりもっと工夫することも含めて、ぜひ助言していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

委員のおっしゃるとおり、そういった考えもございますので、今後指定管理者と協議しまして、物価高等もございます。なかなか価格をすぐ下げるというわけにはいかないですけれども、私どもと指定管理者で協議しながら創意工夫をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

(竹田) 294ページです。防災訓練事業と、それから自主防災組織の支援事業ということで、他の委員も質問していましたけれども、一番は、いつどんなことがあるのか分からぬ、線状降水帯が発生すると本当に逃げ場がない今の状況です。それで、指定避難場所となっているのが小学校で、いわゆる内水ハザードを見ると圧倒的には中央小学校でも浸水したりとかするところがあるのですが、指定避難場所ごとの訓練と、あと例えば中央小学校でいうと、ひばり野、生出塚、天神とかの人たちが来て、自主防災組織の人たちが中心になって運営するというふうな構想もあるのですけれども、その指定避難場所ごとの訓練とか自治会ごとの連携というのは今後どのように図られて、安心して暮らせるまちづくりにつながるのか、危機管理課としてのちょっと構想をお示しいただきたいと思います。

(危機管理課長) お答えいたします。

現在のところは、各避難所とひもづいた自治会との訓練というのは行っておりません。自治会等は、出前講座等々を通して訓練といいますか、

勉強のほうをしているような形になっております。そういういた地域のところ、自主防災組織や自治会等が参加、連携する訓練の実施については、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(竹田) それに当たって、市の職員というのはどのように関わってくるのですか。自主防災組織も系統的に役員がやっていればいいのですけれども、例えばひばり野は毎年役員が替わるのです。自治会長が自主防災組織の会長になって、系統的になかなか慣れないという実態もあるわけですが、そういう点からいうと、市はどのように関わって住民の生命、財産を守る。避難所と自主防災組織との関係も含めてちょっと構想を最後伺っておきます。

(危機管理課長) お答えいたします。

現在はやはり自主防災組織のほう、毎年申請のほうを窓口来ていただいているので、そこでその年度の活動状況等を話しながら、どういうふうに活動していくかという相談等々を受けているところです。替わった場合とか、特にその場合はいろいろと相談を受けることは多いかと思います。先ほどの訓練につきましては、なかなか毎年全ての避難所で訓練をするというのは難しいかと思いますので、まだこれからどういうふうにできるか考えていく段階ではありますが、順番にやっていければというふうに検討はしていきたいと考えております。

以上です。

(環境経済部長) 大変申し訳ありません。発言の訂正をお願いします。先ほど竹田委員の質問の中で補足説明をさせていただいたのですが、その中で、最終処分場が小野町、小山市、日光市とお伝えしたのですが、正しくは、燃やせないごみの焼却灰を埋め立てている最終処分場については福島県の小野町と茨城県の笠間市の2か所で、栃木県の小山市と日光市については埋立てではなくて灰のリサイクルをやっておりますので、最終処分場は福島県の小野町と茨城県の笠間市の2か所になります。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任を願います。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日は大変お疲れさまでございました。

(散会 午後4時36分)